特1
404

正卜考　一

別記
布刀麻邇ノヿ一丁　亀卜ハ古ヘ政ト一致ナルヿ十九丁ウ　對馬卜部ノヿ三十五丁ウ
眞成ノ説二十七丁ウ　文字ノ説三十一丁
代國卜説二十丁　常總占説廿三丁ウ
卜法異傳三十丁　卜龜三十五丁　亀ノ卜名三十三丁ウ
波波迦考四十丁　附論四十三丁
伊豆ノ平麻呂三十丁ウ

ガラス使用

帝國圖書館藏

正卜考二ノ巻

伴信友　稿

白井氏藏書

別記

布刀麻迩

書紀神代ノ上巻大八嶋成出ノ段ニ。（伊弉諾伊弉冉二神）復(マタ)上リ二詣テ於天一ニ。具ニ奏(シヨフ)二其ノ状ヲ一時。天神以ニ二太占(フトマニ)ヲ一而卜合(ウラヘテ)之。乃教テ曰ク云々。宜下更還去テ乃卜ヘ二定テ時日ヲ一而降ル上之云々。太占此云二布刀磨爾(フトマニ)一。古事記天石屋戸ノ段ニ。召(ヨビテ)二天兒屋命布刀玉命ヲ一而内拔(ウツヌキ)二天香山之真男鹿(マヲシカ)之肩(カタ)ヲ拔(ヌキ)テ而取リテ二天香山之天ノ波々迦(ハハカ)ヲ一而令メテ二占合(ウラヘ)麻迦那波(マカナハ)一而。と見えたるは。神代に。高天原にして行る故事に

帝國圖書館 昭和十六・九・二 購求

ガラス使用

特1
404

り。まづ神代紀下巻に。天兒屋命（ハ）主（シル）神事（カムワザ）之（ノ）宗源（モトヲ）者也。故（カレ）俾（シム）以（テ）太占之卜事（ウラワザヲ）而奉（ラ）仕（ヘ）。と見えたるは。大物主（ノ）神。事代主（ノ）神が祭らるゝをにはきて。高天原にて天（ツ）神が定めたまひて。皇國におよべる故事なり。皇御孫命天降まして。天皇が御世となりては。古事記崇神天皇（ノ）段に布（フ）斗（ト）摩（マ）迩（ニ）迩（ニ）卜（ウラヘ）相（テ）而求（イヅレノカミノミコヽロゾトモトムルニ）何神之心云々。と見えたり。相通はして。倩考るに。太占が卜事は。男鹿（ヲシカ）が肩骨を灼て。ものする卜事（ウラワザ）が称（ナ）にて。其原（モト）は高天原にして。天神の始たまへる卜事になむありける。さて其布斗麻迩と云ふ義（コヽロ）は。布斗を称辞（タヽヘコト）。麻迩は尋常（ヨノツネ）に。麻々と云ふと同しほどの言にて。此までは。神慮（ミコヽロ）に任せ。神（ノ）慮に随ふ意なり。まづ布刀は太にて。萬葉集に。真木柱太心者（マキハシラフトキコヽロハ）。真木柱は。枕辞なりとよめるがごとく。麻迩にかけて称（タヽ）へたるなり。さて布刀麻迩に卜（ウラ）へてとは。鹿（ノ）肩を灼きて神慮を卜（ウラ）へ問ふに。卜 如此（カク）體（カタ）を畫（カキ）て。（いはゆる町体（マチガタ）なり。その町は麻迩と同言なり。其由は下にいふをまちて心得べし）其（コレ）に繫（カヽ）れる火坼（ヤケメ）に依りて。神慮を問決（トヒサダ）むるによりて。やがて其體（ソノカタ）を神の麻迩が顯（アラ）るゝ處と定めて。布刀麻迩に卜へてといへるなり。神代紀に。布刀麻爾に太占が字を當られたるも。深く其義（ソノコヽロ）を得て。占字が麻爾に當らせたりときこゆるを。よく腹には

ぢなひて悟るべし。さてそれが麻迹は。寛平ノ熱田縁起一本に宮簀姫ノ命。倭武ノ尊が御歌。吾大王（ワガオホキミ）の。此大刀（コノタチ）が置たまへる末を續ぎまする御歌に。命（ミコト）が隨（マニ）まろひ守（マモ）り云々。へまつれば。岐美能美古止乃麻爾（キミノミコトノマニ）なり岐美毛美古止乃麻迹（キミモミコトノマニ）。勿（ナ）たがへましそ守りたませよ。萬葉集巻六ノに。吾大王者（ワガオホキミハ）。君之隨（キミガマニマニ）。所聞賜而（キコシタマヒテ）。また行幸之隨（イデマシノマニマニ）。云々。また新撰字鏡に。態。他載反。去。意志恣也。保志支万尓。とも見え。また續後紀。嘉祥三年の下なる長歌に。事任（コトノマニマニ）万尓と書るも。任を麻迹に當て書るなれどあまりて。又それが麻迹の下に麻を助（ソ）へて。麻迹麻と云べきことの多くなりゆるは。詞の調（シラベ）にすぐ助（ソ）へ來るなり。そは萬葉集巻五に。神乃末仁麻仁（カミノマニマニ）。また十一ノ巻に。君之隨尓（キミガマニマニ）。二ノ巻に。引者隨（ヒカバマニ）意（マニ）。九ノ巻に。成任尓（ナレノマニマニ）。十一ノ巻に。君之任意（キミガマニマニ）。また續紀天平神護二年が詔詞に。法乃麻尓麻收給年（ノリノマニマニヲサメタマハム）。また心乃麻尓麻世與（ココロノマニマニセヨ）。なれどなほあり。詞の下に。麻を助たる例も。儀式。宮内省が祭詞に。御體（オホミマ）（辞云於保美麻）御卜（ミウラ）供奉礼留事（ツカヘマツレルコトヲ）云々と見えたる。於保美麻も大身（オホミ）に麻が助へ来るなり。四時祭式に。卜御体辞曰（ニ）。於保美麻と注されたるは。卜御体の三字が唱（ヨミ）の。おときこえて混をし。また神代紀に。顯露を阿羅播貳（アラハニ）と訓る貳も。助へ来る言なるにら。また歌。物語書などに。懲（コ）りずをあまずま。逢（ア）ちばをはなず愼。などいひ。書紀の古訓に。假をイヅカシマ。嚚をヒズカシマ。慢をクズカシマ。なほあるべし。さて彼神の麻迹（マニ）が顯たるし處と定まる卜ノ體が。卜術の傳に麻知と云ふは。麻迹が通ふ音に轉（ウツ）して以へるなり。其を釋日本紀に。神代巻御子生の段なる

太占の下に。私記曰。（延喜の・矢田部公望の・書紀の私記なり）問是何占哉。答是卜謂也。上古之時未用亀甲卜、以鹿肩骨而用也。謂之太フ止丁尓。まこと先師云。（是は釈の編者・卜部兼方宿祢の先師なり）太占讀太町據甲穴体者也といひ。又亀兆傳といふ文を擧て。その亀兆傳は・妄作にて取べき書にあらざれど・亀卜するさまのことには・證とすべき事ありて・既に論ひ辨へたるがごとし。以天刀堀町とある下に。穴体似町と注せるは。甲穴中の体に十かく畫くを町といふによりて。此占の名を太町ともいふ。と云へるなり。是古記一傳説とおぼえたり。但しその太町を據甲穴体と云へるは。田町に似たる由なりといへるにて。そは本義を盡さざる説なれば。下に論ふべし。ここには布刀麻迹を或は布刀麻知といひ。甲穴中に畫く十の体をも麻知と云へる。證とすべきなり。卜庭に祭る久慈真知神も。その麻知に由ある御名なるべし。さて釈紀の師説に。十の体を似町といへるは。本義には當らざれど。おのづから同意に通ふ趣あり。そもそも田處に麻知といふは。畔道を便宜く縦横に作りて區をなし。或は水を引する便ともせる為に設るものなるを。その畔道の縦横を。耕人の任意に行反するうへより。麻知とはいへるなるべし。和名抄に。蒼頡篇云。町田處區也。和名

末知（區字をマチマチとよむも。町々なり）また字彙に。町ハ田區ノ畔埒といへることあり。また田法に町といふは。孝徳三年紀に。班田既訖。凡田長三十歩為段。十段為町と見えたるが始にて。令制に。田長三十歩。廣十二歩為段。十段為町なれど見えたる田處の方量を定らるゝ時。舊より田區の畔道を麻知といへる名に做ひて。令制一町の間をも麻知といひし。其を積て若干町と云ふごとくなせるなるべし。（漢國世々の田法に町といへるを無しと識者いへり。さて城市邑里の通衢を町といふも。田制より出て。沿革せるにて。大旨同趣なり）さてその畔道の麻知もかくこれ便よく作るべくなれば。かならず縦横貫通して十かくさまにのみ作るべきにあらず。十あくさまに作れるも多かるべきを。今世なべての畔道のさまをもて推もかるべし。（本編に記せることく。弥彦傳の亀甲の町よ⊕かく畫るが見えたるは。然ものせるをもありしなるべく。古に論なる町ノ形よも。それもむ合をなし。）古姓氏録（大和に。神別）額田部河田連云々允恭天皇御世獻額田馬天皇勅此馬額如田町仍賜姓額田連也。また（左京神別に）同祖額田部湯坐連の譜にも。允恭天皇御世云々。獻御馬一匹額有町形廻毛天皇嘉之賜姓額田部也といへるを。その馬額に十かゝる状なる廻毛の有けるを。田町とも町形ともいへるにて。おのづから卜事にいふ麻知と相合

ガラス使用

へる。十かゝる形ならむには十字廻もあれど書べきヿざれり・よしや十の形ならむにも・さらに考ふる（說は動たれし）釋紀に太占ヲ讀二太町ト一據ル二甲究之体（カタ）ニ一者也といへるは。右の田町の形に據れるものぞと意得たる說にて。本義（ノコヽロ）には合（カナ）はざれど。町体を田町の形といへるは。已が考どもの旁證（カタヘノアカシ）とすべきなり。さてはた麻迹も。麻知も。麻々も。同言なる證は。上に擧ぐるごとく下二下といふに。任字を用ひたるに。下チまた下ゝといふも。任字を當たる例あり。其は文德實錄に。嘉祥三年七月。遠江國任事。鹿苑両神授二従五位下ヲ一と記されたる任事神を。神名帳に。遠江國佐野（サヤノ）郡。已等乃（コトノ）麻知（マチノ）神社。と載られ。また此神名を。ことのまゝと申せり。歌枕名寄に。（澄月撰・應永卅三年薩戒記に此書のヿ見えたり）佐夜の中山の口なる。任事と云ふ社にて鴨長明。またを来むわがねぎごとのまゝならば。しばし散らすな木々のもみぢ葉。十六夜（イザヨヒノ）日記に。（冷泉為相卿の母・阿佛尼の記行）佐夜の中山をこゆ。ことのまゝとかやいふ社のほども。道いとおもしろくて。（はやく枕草子に・ことのまゝの明神とたのもし）いれどなほ多く書どもに見えたり。これも見合すべし。又天神壽詞に。（古文あり・台記康治元年大嘗會の別記に・載られたり）天押雲根神の。御膳（ミケ）の水請（ヒ）に天上（アメ）に上りし時。神漏美命の事依（ミコトヨ）さしに。此玉櫛（タマクシヲ）遠刺立（サシタテ）豆。自夕日（ヨリユフヒ）至朝日（アサヒ）照（テル）天（アマ）

津詔戸乃太詔戸言遠以弖告礼。如此告波。麻知波若韮仁。由都五百篁生出牟。云々と見えたる麻知も。麻迹と同言にて。こは神が麻知の驗に若韮がごとくに齋しき五百篁が生出む云々。と詔へる意ときこえ。こは卜事にはあらざれど。太詔戸言が告らむ。麻知が驗が顯し賜はむと教したまへる趣なり。太詔戸ノ命。久慈真知ノ命を。卜庭ノ神と祭らるゝも由ありてきこゆ。これをおもへぞ。太占ノ卜事も。牡鹿の肩骨を抜て。やう〳〵して。太詔戸言がもて告らむ。神が麻知を顯したまはむものぞと定て。教しおきてさせたまへるなるべし。あなかしこ。また下文に。四國卜部等。太兆仁卜事持弖仕奉留。太兆の下の仁を。乃とあるべきところなり。草体がと書るも。麻相似たるによりて。寫誤れるなるべし知に兆ノ字が當るにて。朝野群載に載たる。兼暦康和が御体ノ御卜が奏文にも。率ニテ卜部等ヲ大兆に卜供奉留状弁奏。また宮主秘事口傳にも。太兆ノ卜事と書けりか注するにも合へれば。なほく太兆をフトマニとよむべきなど。いづれもよく合すべし。また卜といふ名の義は。宇良は表裏と對へて云ふ裏ながら。事が趣によりては。心ざしの表に顯なれど。深く裏に幽れたるにおよぼしていふ。それが宇良の意なるべし。萬葉集などに。うらなく。うらもとなく。うら解。うら恋し。うら悲し。うら泣き。などいへるうらこれなり。神慮の幽れたるを問求る術なるによりて。宇良和謝といひ。其を又たゞに宇良とも云ふが体言として。其事が行ふ名となせるなるべし。後世の歌に。心はうらの正しきなど。心の裏と。卜をかねてよめるも。おのづから

ガラス使用

似かよへる趣あり。さて此卜といふ言の活きざまは。古事記傳四ノ巻に。宇良といふは。其事の体言なるを。其宇良を為を用言に活すときに。宇良布と云。なれ宇良阿波須といふことなるが。阿を省き。波須を約て布となれるなり。さてその本の言の合をは。合さむ。合せなどく活く故に。約りたる布も活きて。宇良波牟。宇良閇。なども云あり。又其用言の宇良閇を居て。体言に為せるもあり。萬葉十五に。保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖。とある是なり。云されば神代紀なる。以太占而卜合之云と見えたり

は。布刀麻迩ニ町形ありいはゆる卜ヲ合せテの意なり。俾以太占ノ卜事而奉仕者也は布刀麻迩ヲモテトフルト事ヲモテ奉仕ラシムと云ふ意なり。天神壽詞に。四國卜部等。太兆乃卜事持弖仕奉ルと云へるも同じ。本に太兆仁云々とあれど。仁を乃の訛なるべく思えるし由既に論するがごとし。故こゝには訂して引り。本のまゝならず。太兆ニ

卜フル事モテ供奉ルとよむべけれど。文のさま。然よむべくもおもはれずかし

〇鹿骨に換たる亀卜ノ法に。漢國の亀卜の相似たるをは。本編に擧て論するがごとく。はやく魏志の倭傳に。其俗擧事行来有所云為輙灼骨而卜以占吉凶先告所卜。其辞如令亀法視火坼占兆。といへるをもてはら其證とはなし。なれ彼國籍に。亀卜の事の見えたるを擧て徴考るに。まづ神祇令義解に。卜者灼亀也。兆者灼亀縦横之文也。と注されたるは。説文に。卜者灼剝亀也。象灸亀之形。一曰象亀兆之縦横也。といへると同趣にて。いはゆる町体を縦横之文と云ひ。その町体を兆と云へる

なり。但し說文には。卜ノ字を亀兆縦横の象形。卜によりて制れる由を説へるなり。偖て同令に。卜者必墨畫亀。然後灼之。兆順食墨。是為卜食。とは尚書洛誥篇に洛食と云へることを孔安國が傳に。卜必先墨畫亀。然後灼之。兆順食墨。にて孔頴達が疏に。卜之者必先以墨畫亀。要坼依此墨。然後灼之。求其兆順食此墨畫之處。と注へる趣にて。まづ墨にて町を畫き。其を灼きて火坼の町に食ふをもて卜合るを。食墨といへる由あり。（食蝕通用ノ字なり。說文に。蝕ハ敗創也。劉熈ガ釈名に。日月ノ虧ヲ曰蝕。稍小侵虧如蟲食草木之葉。通作食。春秋日有食之）さて其洛誥に。召公既相宅。周公往營成周。使來告卜云々。至洛師我卜河朔黎水。我乃卜澗水東瀍水西。惟洛食。（孔安國が傳に云・我使人卜河北黎水上不吉・又卜澗瀍之間南近洛吉・今ノ河南城也・卜必先墨畫亀・然後灼之・兆順食墨）我又卜瀍水東。亦惟洛食。伻來以圖及獻卜。（孔安國が傳に云・今ノ洛陽也・將定下都・遷殷頑民・故先卜之・遣使以所卜地圖・及獻所卜吉兆・來告成王）といへるによりて考るに。いはゆる亀兆の縦横の形に。澗水東。瀍水西。黎水ノ北。澗瀍二川之間南近洛。洛師等の五所を定置て。灼きて卜へけるに。二度兆の中央に火坼の食りたる由と通えたり。（本文に洛師を卜へをる由はいえざれど。至洛師といへぞ。其地を兆の中央と定メたるをの形る淺し）然考へた

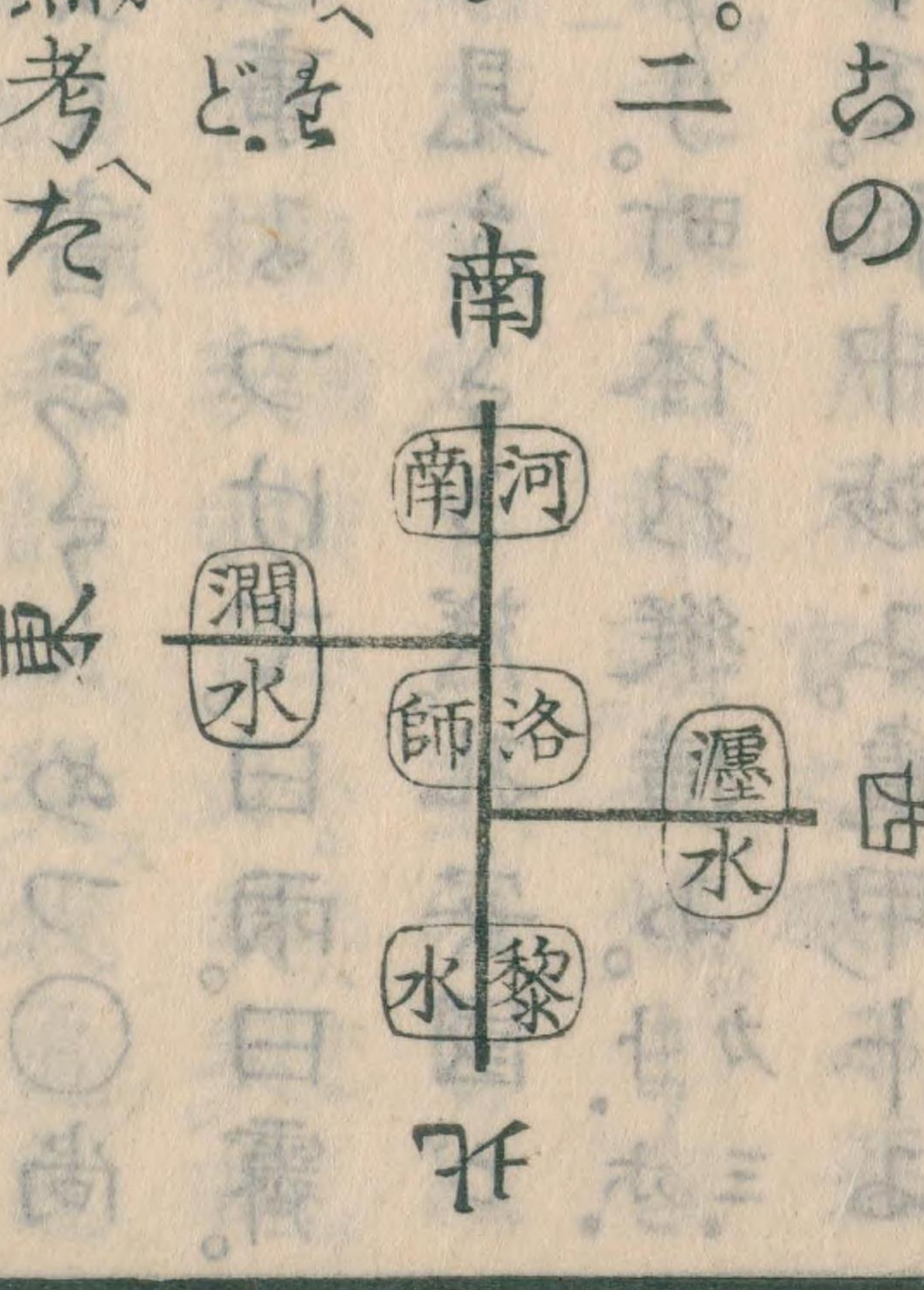

ガラス使用

に趣なれはよそ哉。今試に目安く書えらしめつ○尚書周書なる洪範の稽疑に。亀卜の事をつけて。曰雨。曰霽。曰蒙。曰驛。曰克。と以するあとなり見えたる哉。孔安國が傳に。五者卜兆之常法也と注せり。町体に縦横に。（ト。ホ。カ三。エミ。タメ。のおとた）五位の名あるに似たり。袖中抄に。亀甲ノ卜に五兆と云事あり。ゑ兆を云々。周礼に。卜師掌開亀之四（兆。一曰方兆。二曰功兆。三曰義兆。四曰弓兆。と云することも見ゆ。注はあどけなし。字書并考ふるに。開を契刻鑚彫に通用の義ある字なり。）○周礼（宗伯礼官之職）に。大卜掌三兆之灋。一曰玉兆。二曰瓦兆。三曰原兆。注に兆者灼亀發於火其形可占者其象似玉瓦原之璺罅。是用名之焉。（其象以下十四字通えが上せし。誂脱字あるべし）

古以來作其灋可用者有三。原ハ原田也。杜子春云。玉兆ハ帝顓之兆。瓦兆ハ帝堯之兆。原兆ハ有周之兆。原兆の原は原田と釋せるが當らば。田兆とも云べけれ体なるべきなれど。田字形象なる古体⊞かく書くに比せる兆体によれる名ならむか。然らば弥彦傳に。町体を或は⊞のごとくもなせるに似たり○亀甲を焼く木は。周礼（宗伯礼官之職）に。華氏掌共燋契。注に燋ハ謂所爇灼亀之木也。故謂之燋。また亀策傳に。史記（褚少孫補）灼以荊。など見えて。定せる木のことはなかりけれ○亀甲を掘ることは。周礼燋契なる注に。契ハ契亀之鑿也。字彙に。契ハ鑽亀之鑿也。また（鑽ハ穿也）毛詩に契我亀。

策傳に灼レ鑽ヲよし灼二所ノレ鑽中ヲ一など見えたり。斯方（コナタ）の亀卜
に町を掘るは。漢（カラ）のに倣へるなり。（その由も既に本編に論ずるがごとし）
さて上ノ件のほかにも。かれこれ漢籍どもに見えたれ
ど。同じ趣なるをは舉げず。そもそも世の事は。天ノ下の万（クニ）
國（クニ）。おのおの別なるものにあらねば。おほかた人のうへ
にありとある事どもの中にも。おのづから相似たる
こともある例なるが。此卜法も。そのたぐひにて。おのづ
から彼が亀卜ノ法の。斯方（コナタ）の鹿卜ノ法に似たるあと。魏志
に記せるによりても。まさしく明なり。よろづに漢風
のまじはりたるを厭ふ心ならむに。ひたすらになづ
みて棄るあとなく。正しき古傳の遺れるをよく選み
採りて。世に明らかに傳へまほしきわざになむあり
ける

○因に云。元史に。太祖以テ三耶律楚材明ニセルヲ二天文之占ヲ一屢有ルニレ問フ。
莫シレ不ル二奇中セ一。故毎ニ二征伐一。必令下楚材ヲシテ預メ卜セ中吉凶ヲ上。大祖亦モ焼テ二羊ノ胛（カタ）
骨ヲ一以符（アハセテ）之。然後行ルと云こと見えたり。大祖といふは。北狄
蒙古部の酋長（ヒトゴノカミ）にて。姓を奇握温（オム）。名を鐵木真と云へり。
鐵木真。己が國俗の羊胛骨ノ卜を用ゐたりしなるべし。
皇宋事寶類苑第四十九に。西戎用ニ羊卜ヲ一。謂ニ之ヲ跋焦ト一。卜師謂ニ之ヲ
厮（シ）乾（ヘイト）一必定以レ艾（ヨモギヲ）灼ニ羊ノ髀骨ヲ一視ニ其兆ヲ一謂ニ之ヲ死跋焦ト一其法兆（マチ）之

上ヲ為二神明一ト。近レ脊處ヲ為二坐位一ト。坐位ハ者主位也。近レ傍處ヲ為二客位一ト。蓋西戎之俗。所ノレ居ル正寝。常ニ留テ二中一間一。以奉二鬼神一ヲ。不二敢テ居一レ之。謂二之ヲ神明一ト。主人坐二ス其傍一ニ。以テ此占二主客ノ勝負一ヲ。と云へるをも見えたり。但し髀骨は。後足の股モ骨にて。丸く。脊と云べき骨處もなければ。いはゆる神明。主。客ある坐を定むる法に合ねど。元史に見えたるごとく胛骨ならむには。その兆体。おほよそ圖のごとくなるべし。然れば。髀も胛の訛にて元史に見えたる鐵木真が用ひたる。蒙古の羊胛骨と。相似なる卜法なるべし。これらのほかから鹿卜に似たる趣なり。釋紀に大占の條に。先師ノ説云。異朝モ始者鹿卜之由有二所見一。と記しあれど。書名をいはざれば信タノミがたし。から籍に見えたる。獣をもてする卜は。北戸録に虎卜。牛蹄卜。灼骨卜。など見えたり。なほあるべし。

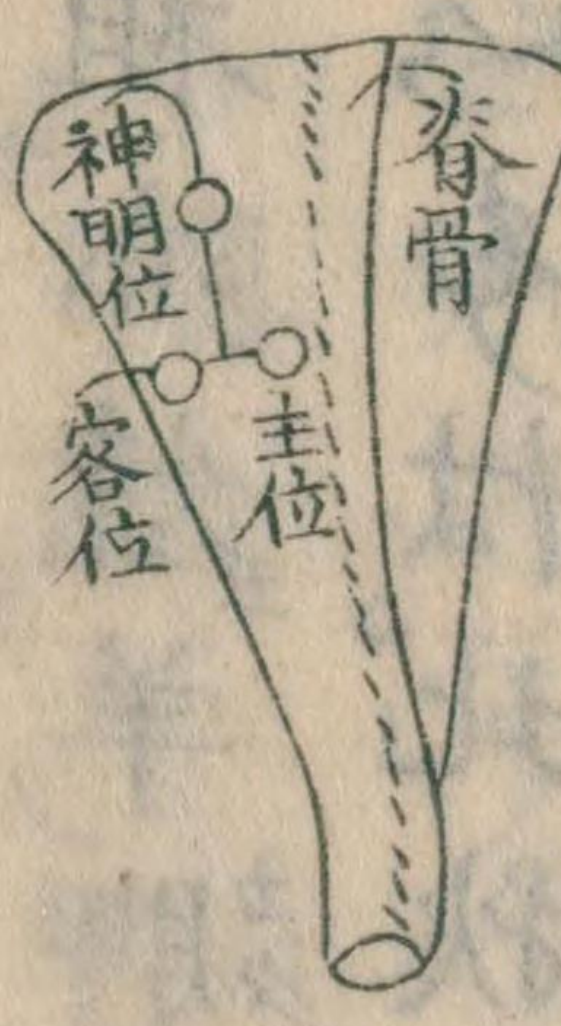

○卜庭ノ神の御名が詳サダカに記せる書なし。今考るに。神名帳京中ニ坐ス神三座（並小）とある中に。左京二條ニ坐ス神社二座。（並月次・相嘗・新嘗）太詔戸フトノリトノ命ノ神。久慈真知クジマチノ命ノ神。と載られたる二神に坐す。此二神社をば既ハヤく三代實録に貞観元年正月廿七日。授ク二左京職従五位上太詔詞ノ神。久慈真知ノ神並ニ正五位下ヲ一。と見えたり。然るが四時祭式に。相嘗祭ノ神名が載られたる第一ハジメに。太詔戸ノ社二座。坐ス二左京二條一ニ。と載られたり。其は二神同社に坐せるが故に。主たる太詔戸神の名をもて称たるなり。すべて二座以上の神社には。主たる神一座の名をもて社号のごとくに称す例あり。其委しき説は。既に記せる神社私考に論ぜり。貞観の後なる叙

位は。日本紀畧に。延喜三年五月十五日。奉授左京太詔戸神従四位上。承平元年六月一日。奉授左京正四位上（此叙位のことも紀畧に載たるべきを・今缺たる本あれば詳ならず・他の古書どもにも見えざれば）太詔戸神従三位。天慶三年七月五日。奉授左京従三位太詔戸神正三位と見えたるを。二座に係て称たる例なり。（このことも・神社私考に論へり）さて御卜の時。此二座を卜庭神と称して祭らるゝなり。そはまづ弘仁神祇式に。（本朝月令に引たり）卜御体。卜庭神祭二座云々。自朔日始十日以前卜訖奏聞。（儀式奏御卜條にも）四時祭式に。卜御体卜庭神祭二座。御卜始終日祭之。（祭料物の中は・亀甲一枚云々・已上卜料）まで祈年祭の神名を挙られたる中にも。卜庭神二座と載られ。また斎宮式に。毎月晦日卜庭神祭。斎王叅三時祭。卜庭神祭准之。（三時祭とは・同式を按るに・五月・八月・十一月の晦日に禊し給ふとあり・其三度の祭なり）など見えたるに。江次第に。御体御占。神祇官人自朔日籠本官迎太詔戸明神。古事談に。亀甲御占仁波。春日南。室町西角仁御坐須流社乎波太詔戸明神止申。件社乎此占乃時波奉念と見えたるをもて證とはすべし。春日南室町西角仁御坐須流社とは・帳に左京二條坐神社とある所なるべけれど・今詳ならぬを・已さきに京に在りし時・波伯部百樹に問尋けるに答けらく・都城の古圖どもに就て考ふるに・古へ春日と云るは・今の二條丸太町あたりに當り・其所よりは南・二條よりは北の間に町々・今は二條に属りといへれを・なかしに・此社の事を・山城志に・在三條坊門北城

東ノ司政所ニと云へるは、今の東ノ町奉行所と聞え、古へ春日ノ南室町ノ西角といへる所なるべく。これもはるかにゆきて、よく尋合するに、其郭内に春日大明神の社ありて、奉行所を建られざりし前より在来たる社なり。と語傳へありといへり、然れど既く山城志に記せるは、訣く此社の事なり、さて春日大明神としも申すは、大和の春日神社に兒屋命を祭られて名高く坐すに、其命を太詔詞命とも称へ申すべき由ある神に坐せど、太詔戸神社が、春日神社とも申し、其より轉りて、さて太坊ノ名にも呼ぶごとく。もなまれるなるべしといへり。

詔戸命と申すを。兒屋命が称へたる一名なるべし。其は古事記。書紀（神代巻）に見えたるごとく。天石屋戸隠の時。此命麗美き太詔詞申て。天照大御神が招禱出し奉れる大功坐し。また神代紀に。使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣焉。また天兒屋命主神事之宗源者也。故以太占之卜事奉仕焉。と記されたるごとく。神事ノ宗源が主りて。祝詞を申し。また卜事もて仕奉りたまひて。生子の八十續に。中臣が職として。祝詞申て仕奉れること。古書どもに次々見えたる中にも。大祓ノ詞に。（其ほかの祝詞にも）大中臣天津祝詞乃太祝詞乎宣礼と見え。万葉集（巻十七）に。奈加等美乃敷刀能里等基等伊比波良倍ともよめるごとく。名に負ふ中臣が祖神に坐し。また卜事行ふにも。神に向ひて。そが占問ふ状が祝詞なる例なるにゆゑにて。卜庭に祭る時は。太詔戸ノ命と称へ申せるにぞあるべき。また久慈真知命は。神名帳に。大和ノ國十市ノ

郡天香山坐（ニス）櫛真知神社。（大。月次。新嘗。元ノ名大（オホ）麻（マ）等（ト）乃（ノ）知（チ）ノ天（ツ）神○この元名。印本誤字あり。古本に依りて正せり）と見えたると同神にて。諸本ともに真の下に知ノ字脱たるなり。そは東大寺に蔵（モテ）る古文書は飜（ウラ）紙に遺たる。天平二年は大倭國大税帳。十市郡の條に。久志麻知神田一町とあり。證（シ）とすべし。但しこは神名上に擧たるごとく。三代實録にも久慈真知と作（カキ）たるに。そは久慈を。この十市郡なるハ。帳に櫛と作（カ）き。天平の大税帳に久志と書て。慈（ジ）と志（シ）と清濁（スミニゴリ）の異なるは。其社家にてそのかみより。まち〱に唱（トナ）へ来たるまゝなりしなるべし。言の清濁は。みだりにすべからぬわざながら。はやく万葉集にすら。清濁二さまに聞ゆる言も見えたれど。一むきに定がたし。さて又この神名。右の外。書どもに見えぬるをなし。すぐ尊卑分脈なる藤原氏の祖神。兒屋命の上祖は系圖の中に。神魂尊の子（ミコ）に。櫛真乳魂命と云ふが見えたれど。此系圖は遠祖は。いと疑はしく信（ウケ）がたきこと多かれば採らねば。度會は系圖にも。同しさまに記せるを見えたれど。此も信（ウケ）がたし。まこと帳に元ノ名大麻等乃知ノ天（ツ）神とあることの名（ミナ）え。三代實録に。貞觀元年正月廿七日。授（ニ）大和國天香山大（オホ）麻（マ）等（ト）野（ノ）知（チ）神（ニ）従五位上（ヲ）。と見えたるこれなり。さて帳に元ノ名をしも注（ル）されたるは。元は官帳に載られたりし神名なるを。延喜の官帳に更（アラタ）めて。一名は櫛真知ノ命と申にあるをもて載られたるが故に。元ノ名を存（ノコ）して注（ル）されたるなり。帳に武蔵國多磨郡。大（オホ）麻（マ）止（ト）乃（ノ）豆（ツ）乃（ノ）天（ツ）神ノ

社と見えたるを。同神なるべし。さて此神が卜庭に祭らるゝは。卜事につきて殊なる由ありて其事なるべけれど。知るべき由なし。但し布刀麻迩は考の下にいへるごとく。天神壽詞に。神漏美命の言依（ミコトヨ）さしに。天津詔戸乃太詔戸言遠以豆告禮。如此告波。麻知波云々。と詔へるは。卜事にはあらざれど。太詔戸言をもて告らせ。神の麻知を顕はしたまはむものぞ。と教（サト）したまへる趣は。太詔戸命にあの久慈真知命が卜庭の神として。並に祭らるゝに合せ考へなむ。由ありてきこゆるが。ふかく思ひはかるべし。て御名の久慈（ジ）。久志（シ）は清（ミ）濁（リ）。いづれ正しからむ知（リ）がたくけれど。はやく三代實録にも慈（ジ）と書けれは。久慈真知と申かさや正しからむ。御名の義（コヽロ）。真知は。上に論（イ）へる麻迩（マニ）と同言なるべし。久慈（ジ）は。強（ヒ）て考るに。神慮が問ふに闇（クジ）といふ事（ワザ）あり。此こといと古くは書（モノ）に見えざれど。中昔よりこなたの書にはかれこれ見え。今は世にも神社にて卜問ふ事（ワザ）はさま〳〵ありて。御闇（ミクジ）が上（アグ）る。御闇の下（オ）るゝと云ひまた御闇を拈（ト）るなども云へるをれもふに。久慈（クジ）はもと卜問ふ意（コヽロ）は言ときこえたれば。事ありて。人と人と互に為（ス）べき事の。定（メ）がたきことなどのある時。闇（クジ）拈（トリ）して定むる事がするは。この闇の卜問より久慈真知神と称へたるにもやあらむ。もし轉（ウツ）れる久志といふが正しからば。櫛と書るを借字にて。奇（クシ）の意なるべしまさ元名は大麻等乃知天神と申には。大は称辞（タヽヘコト）麻等は麻知の通音。乃は辭（テニヲハ）知は男神が称へて申せる例の言なるべし。然らば久

慈真知と申すに。かなた同じ義の称言なるべし。（武蔵の大麻止乃豆乃天神と申も豆も。知に通ちしたる唱へなるべし）さてまた書紀神武巻に天皇。戊午九月大和國に御坐たる時に。天皇自祈而寢夢。有天神訓之曰。宜取天香山社中土。以造云々。敬祭天神地祇。亦為嚴咒詛。如此則虜自平伏。天皇祇承夢訓。依以將行。云々。乃使椎根津彦云々。又使弟猾云々。而勅之曰。宜汝二人到天香山。潜取其巓土。而可來旋。基業成否。當以汝為占。云々。二人得至其山。取土來歸。於是天皇甚悦。云々。と見えたる天香山社。（巓に在し趣なり）若くは此天香山坐櫛真知神社にはあらぬか。當以汝為占と詔するはなべてせし卜事にはあらざれど。神慮を卜へ定めまする趣はあれど。卜事せしうへに由ありげなり。（崇神紀に。武埴安之妻。吾田媛密来之。取倭香山土。裹領巾頭祈曰。是倭國之物實。則反之。と見えたるも。神武紀にも見えたるごとく。巓の土なるべし。さて其社を大和志に。在香山北麓。屬南浦村。仍称北浦神とあり。後に麓に移したるなるべし。大和國には海も無きを。南浦北浦などいへるも似つかはしきゆゑ。もしくハト神といへるより。訛れる地名にはあらざるか）さて其天香山は。古傳説に。天上より降着たる山なりと云へるに。そはもとかの天上にして。卜事せし時の物どもを採たまひし山なる故。殊なる神の御はからひにて。天降したまへる時。（古の天香山を。天降せし古事を。此書に添たる波々迦考に云へり。おもひめぐらして見るべし）彼卜事せし時に幽き因縁

ガラス使用

ありて。此神も共に天降りて。やがて其神山に鎮リ坐せるにもやあらむ。大麻等乃知ノ天ツ神と。ことさらに天神と称ヘ申せるも。さる由ありけるもしれねど。但しあはせ兼て云ふのみ

○禁秘抄御卜ノ條に。官寮不ルレ同カラ之時ハ用フルレ官ヲ也。と記させたまへるは。御卜の時。神祇官の亀卜と。陰陽寮の蓍筮と仕奉りて。官寮不ルレ同カラ時も。官の亀卜のみを用ひたまふ由よて。上古の例なり。そは日本後紀に。大同元年二月丁亥の條に。（上畧）上以為。所ノレ定ル山陵ノ北近ニ賀茂ノ神一。疑ハクハ是神社致ニス災火一乎ヲ。即決スルニ二卜筮一。果有ニ其祟一。上ノ曰。初卜フルニ二山陵一ヲ。筮従ヒ亀不リキレ従ハ也。今災異頻リニ来ル。可シヤレ不ルレ慎。故即自ラ禱祈シテ火災立トコロニ滅ス。また天永三年十一月朔日ノ中右記に。（昨夜川合社焼亡によりて。二日の相嘗可レ被レ行哉可ニ延引一哉・と官寮にトラあさせらまむゝと議ある條）予申云。早被レ行ニ御卜一ヲ可レ決レ事ヲ歟。神慮難ク知リ。人力不レ可レ及。云々。事已ニ分ル二両方一ニ。但若官寮相異ナルカ者。可レ被ルレ依ニ神祇官ノ由一。兼所ニ申請一也。其ノ故ハ如ナルレ此ノ神事ニハ先ツ可レ用ラルニ本官ノ御卜ヲ一之故也。また大神宮雑事記に。保安二年十月十六日ノ宣命に。豊受大神宮ノ神主等ガ解状に。去八月廿五日為ニ洪水一ノ尓。正殿ノ下乃天平賀アメノヒラカ。瑞垣乃邊尓流出多利。而件ノ天平賀以レ舊モキヲ天可ニ安置一歟。將ハタ新タ尓可ニ造改一歟ムト止言上世利云々。爰仰ニ神祇官陰陽寮一天令ニ卜メ問一給尓。官波以レ舊モヲ

天安置世牟可レ宜ル止之。寮波造リ改メ天供ヘ進ラ世牟可レ宜ル止之申世利。事在ニ両端ニ天暗難ニ一決シ之。但於ニ神事ニ者。亀兆乎為レ先。仍如レ本ノ尓以レ舊ヲ可ニ安置ニ止所念オモホシメシ行牟。天奈故是カレコヽヲ以テ吉キ日良キ辰乎撰定メテ云云。などなほ此趣にものせられたりしを。かれこれの書どもに見えたり。さてかく亀卜を重きものとして。神祇官に属ツケられて。卜部の執業と定られたるは。もと神世より傳ありつる卜事にて。（鹿胛を亀甲に代へたるのみなり）もはら神事に用ゐらるゝが故なり。また筮占も。もと漢國なる占法なるが故に。陰陽寮に属られて。陰陽師の執業と定られたるものながら。漢國にて大事の卜には。亀筮ならべて卜ウラある例アトのきこゆるに倣ナラひて。（尚書大禹謨篇。洪範などに見えたり）斯方コナタにても。官寮並に卜ウラ合させたまへるなるべけれど。もとより官ノ卜は重オモき故實フルコトなれば。寮占は合ざれど。官卜を用ゐらるゝ例タメシにてぞあるなりけれ。官寮の卜並トモに合ざらむはもとも無し。寮も合さまど。されど官を用ゐらるゝ例なれぞ。寮占は無用タダワザなるを。官寮共に供奉らしめたまへるも。さて漢様を擬ナゾラへゐるたまへるのみなり。春秋僖公四年の左氏ノ傳に。晋ノ獻公云々。卜スルニレ之ヲ不レ吉ナラ。筮スルニレ之ヲ吉ナリ。公ノ曰從レ筮ニ。卜人ノ曰。筮ハ短ク亀ハ長シ。不レ如レ從レ長ニと云ることゝも見え。洪範に立ニ卜筮三人ヲ。占則從ニ二人ノ言ニといへるを。孔安國の注に。亀曰レ卜。蓍曰レ筮。考ニ正疑事ヲ。朱熹の注に。有テ亀從ヒ筮從ヒ而無ニ筮從ヒ亀逆ト者。亀尤聖人ノ所レ重也。などもいへるをおもへば。漢國にても亀卜を重とせるにて。おのづから斯方コナタに似たるなり。但し周礼に。國ノ大事ハ先ツ筮シ而後ニ卜スといへるは。亀よりも筮を重オモミするごとくにも聞こゆ。とまれかくまれ。深く論

ふる足らば

○卜部は職員令に。神祇官の雑任に。卜部二十人。（長上約在其中）其臨時祭式に。卜部取三國卜術優長者。（伊豆五人。壹岐五人。對馬十人。）若取在都之人者。自非卜術絶群。不得輙充と見えたり。（三國の卜部を・重く用ゐらるる例なること・心をはくべし）

○壹岐卜部の書に見えたるは。三代實録に。貞觀五年九月七日丙申。壹岐嶋石田郡人。宮主。外從五位下卜部是雄。神祇權少史。正七位上卜部業孝等。賜姓伊伎宿祢。其先出自雷大臣命也。同十四年四月廿四日癸亥。宮主從五位下。兼行丹波權掾伊伎宿祢是雄卒。是雄者壹岐嶋人也。本姓卜部。改為伊伎。始祖忍見足尼命。始自神代供亀卜事。厥後子孫傳習祖業。備於卜部。是雄卜數之道尤究其要。日者之中可謂獨歩。嘉祥三年為東宮宮主。皇太子即位之後。轉為宮主。貞觀五年授外從五位下。十一年叙從五位下。拜丹波權掾。宮主如故。卒時年五十四。と見えたり。さてこの是雄。業孝の傳を考ふに。より姓氏録（右京神別）に。壹岐直。天兒屋根命九世孫。雷大臣之後也。と見えたると同祖なり。但し此是雄業孝は。雷大臣の後忍見足尼命の裔にて。（忍見足尼は・顯宗三年紀に・月神著人謂之曰云々・宜以民地奉我月神・若依請獻・我當福慶云々・奉以歌荒樔田・壹岐縣主先祖・押見宿祢侍祠）世々卜部の職に

脩りて。それより卜部を氏として。神代に始まる卜事をもて仕奉り来ぬる故。亀卜の事と記されたるは。漢文の潤飾にて。既に論ずるがごとし。此時二人の本土の名に依りて。改て伊伎氏として。宿祢の骨を賜ひたるなり。姓氏録なる壹岐直と同祖ながら。氏は別なり。又伊呂波字類抄に引載たる本朝事始に。賀茂祭の事に係て。志貴嶋御宇云々。勅卜部伊吉若日子令卜云々と見えたる人もあり。其時の事は。既に著はせる瀬見小川。賀茂縁起の下に云へり。又政事要畧に引たる官曹事類に。養老五年九月十一日。齋王新造宮に移りたまふ時の従の中に。伊吉卜部年麻呂と云ふも見えたり　さて

まづ宮主は。臨時祭式に。凡宮主取卜部堪事者任之。云云

宮主職の古く書に見えたるは。続紀に養老三年五月丙子。令神祇官宮主等始把笏焉。と見えたり。神祇令集解に。宝亀五年格云。宮主一人従八位官とあり。また長上は。養老の度より五十餘年後。宝亀六年の勅に。

（簡定卜部等中。推卜尤長二人以任長上。永為恒例と三代格に見えたり）⊖まづ文徳實録に。今こゝに擧る文は。古本どもに依りて訂せるにて。印本まづ其類本と異なるところあれど。わづらはしければ。むつかしくはいはねど。但し其中に。辨ず論ふべきをあるところのみ。其異なる由を注すべし。嘉祥三年九月壬午。遣宮主正六位下卜部（印本占部）雄貞ムム等。向攝津國祭八十嶋。同年同月庚子。神祇權少祐卜部（印本まづ類本に占部）業基。向尾張大神社。告以賀瑞之由。齊衡二年正月戊子。加卜部雄貞外従五位下。同三年九月庚戌。宮主外従五位下卜部雄貞。神祇少祐正六位上卜部業基等賜姓占部宿祢。天安元年正月丙午。正六位上卜部宿祢業基授外従五位下。同二年三月己巳。外従五位下

卜部宿祢業基。為神祇權大祐。同年四月辛丑。是日宮主外従五位下占部宿祢雄貞。卒。雄貞者亀筴之倫也。兄弟尤長此術。帝在東宮時為宮主。踐祚之日為大宮主。齊衡二年正月叙外従五位下。雄貞本姓卜部。齊衡三年改姓占部宿祢。性嗜酒。遂沉湎。卒。時年卌八（印本卅八）同年七月丙子。是日神祇權大祐外従五位下占部業基。（印本また類本に・平麻呂）兼為宮主。◯三代實録に云。貞觀八年二月十三日己未。外従五位下行神祇權大祐卜部宿祢真雄。（印本類本為に平麻呂）参河權介。同十年正月七日壬寅。外従五位下行参河權介卜部宿祢真雄。授従五位下。◯類聚三代格貞觀十四年十二月十五日於太政官符に云。應充正一位平野神社地一町事。（四至云々）右彼社預。従五位下卜部宿祢平麻呂解状偁。云々。謹請官裁者。右大臣宣。奉勅依請。（此符文・本朝月令に延喜格を引て載せ・又類聚符宣抄に載たるも・全く同し）◯また職員令集解に伊岐京卜部七口。といへるをも見えたり。（此の京卜部と云へるとは・下於四國卜部の下に・考ていへるをあり）◯また伊豆卜部を。三代實録に云。元慶五年十二月五日己卯。尾張國中嶋郡。従五位下行丹波介卜部宿祢平麻呂卒。平麻呂者伊豆國人也。幼而習亀卜之道。為神祇官之卜部。揚火灼亀。決義疑多効。兼和之始遣使聘唐。平麻呂以善卜術偹於使部。使還之後

為㆓神祇大史㆒ト。嘉祥三年轉㆓少祐㆒。齊衡四年授㆓外従五位下㆒。天安二年拜シ㆓權大祐㆒。兼テ為ス㆓宮主㆒ト。貞觀八年遷ス㆓参河權ノ介㆒。十年授㆓従五位下㆒ヲ。累リ㆓歴テ備後丹波介㆒。卒年七十五○右に擧るところの雄貞。業基。真雄。平麻呂の事歴。いと混らはしくきこゆる故。その三名の官途。また其を平麻呂の傳に併せて。はらく〳〵按合するに。平麻呂は。卜部雄貞の兄ときこえて。もと伊豆國の卜部の氏人なり。平麻呂初ノ名を業基と称ふ。其頃齊衡三年九月。雄貞と共に。氏の卜部の字を改て占部として。始て宿祢の骨を賜ひ。其後天安二年の春より。貞觀八年の春までの間に業基名を真雄と改め。其後また氏ノ字を改て卜部に復カヘし。同十年の春より。十四年の冬までの間に。また名を平麻呂と改たるなり。今その本文を擧て。其證㆑を考ヘ注ルを

文徳實録云。齊衡三年九月庚戌。外従五位下卜部雄貞。神祇少祐正六位上卜部業基等。賜㆓姓ヲ占部宿祢㆒ト。（この業基。後に真雄。また平麻呂と改む。雄貞は弟ときこゆれど。位階の次第によりて。雄貞を上に載られたるなり。其由は。下よ次々にいふべし）○三代實録云。元慶五年十二月五日己卯。尾張國中嶋郡。従五位下行丹波介卜部宿祢平麻呂卒。（この尾張國中嶋郡は。卒ミマカる所を云へるなり。封戸の地の在りて。行て在し間ホドなるにや。また上に擧たるごとく。文徳実録に業基と云し時。尾張ノ大神ノ社に遣はされたることみゆ。大

神とは熱田ノ大神なるべし、その大神ノ社に由ありて、後に其國の中嶋郡に住つきて、在し間の事ともやありけむ。平麻呂者。伊豆國人也。幼而習亀卜之道。為神祇官之卜部。云々。伊豆國にて生れ、幼より亀卜を習ひたるによりて、神祇官の卜部の長上に為されたる由までも、もとより卜部の氏人なるを、おのづからきこえたり、長上は、職員令神祇官の雑任に、卜部二十人、義解に、長上約在其中、宝亀六年の格に、勅卜部長上、右簡定卜部等中推卜尤長二人以任長上永為恒例とみえたるこれなり、神祇官に在りて、長に上へ奉るをいへり。羕和之初遣使聘唐。平麻呂以善卜術、備於使部。使還之後續後紀を按ふるに、羕和四年、遣唐大使藤原常嗣卿發遣、同六年帰京為神祇大史。嘉祥三年轉少祐。文徳實録に、嘉祥三年九月庚子、神祇権少祐卜部業基向尾張大神ノ社告以賀瑞之由とみゆ、此後是年中に、正官に任されたるなり、同書齊衡三年九月に神祇少祐正六位上卜部業基等に賜姓占部とみえたるに合へり齊衡四年。授外従五位下。この四年は、二月己丑天安と改元あり、文徳實録に、天安元年正月丙午、正六位上占部宿祢業基授外従五位下、とあるこれにて、實は天安と改元以前の正月の事なれば、天安二年。拝権こゝに齊衡四年とあるに合へり大祐。兼為宮主。文徳實録に、天安二年三月己巳、外従五位下占部宿祢業基為神祇権大祐、とみえ、同年七月丙子、神祇権大祐占部宿祢業基兼為宮主、とあるに合ふ、また是年四月辛丑、占部宿祢雄貞卒、この人のことは、下にいふべし貞觀八年。遷参河権介。三代實録に、貞觀八年二月十三日己未、外従五位下神祇大祐卜部真雄為参河権介、とあるに合へり、業基この頃既に名を真雄と改め、氏の占字を、卜に復して卜部と改めさせ、是より後皆卜部と書り、さて件の貞觀八年の真雄の神祇大祐に任されたること、本史に見えず、上に擧たるごとく、天安二年に拝権大祐とみえたり、其後正官に任されたる哉、記し漏されたるなるべし、すべて國史とはいへども、然る誤も、まゝあり

十年授従五位下。三代實録に、貞観十年正月七日壬寅、外従五位下行参河權介卜部宿祢真雄授従五位下、とあるに合へり、さて上に擧たるごとく、貞観十四年十二月十五日の太政官符に、平野社、預従五位下卜部宿祢平麻呂、と見えたるに當れど、その頃既に、また真雄を、平麻呂と改めたりしかど、累歴倫後冊波介。この二國の介に任されたるを、三代實録に見えず、これも漏されたるなり、但し此傳の首にも、従五位下行冊波介卜部宿祢平麻呂卒、と冊波介を先途として載られたり。卒年七十五。

◯文徳實録云。天安二年四月辛丑。是日。宮主外従五位下占部宿祢雄貞卒。雄貞亀策之倫也。兄弟尤長此術。帝在東宮時為宮主。踐祚之日為大宮主云々。時年卌八。或本卌八。◯この兄弟尤長此術、とみえ、大宮主に任されたるに、平麻呂も、幼而習亀卜之道、為神祇官之卜部、揚火灼亀、決義疑多効、承和之初、遣使聘唐、平麻呂以善卜術、倫於使部、とみえ、また平麻呂、前に業基と称し時、雄貞と二人、共に占部の姓を賜はりしをもて、推考るに、雄貞に業基を合せて、兄弟と称するに、その兄弟の次序を、亨年をもて推考るに、雄貞の卒年卌八とあれば、弘仁二年の生れなり。卌八とあるによれば、弘仁十二年の生れにあたれり。平麻呂の卒年は七十五にて、大同二年の生れなれば、いづれにても雄貞の兄に當れり。然るに、雄貞は弟ながら、位階の高かりしかば、業基の上に載られたるなるべし。さてこの因に云ふ、三代實録に、貞観二年十二月十六日の下に、進正四位下行神祇伯橘朝臣永名階加従三位、とあるを、印本また類本に、卜部宿祢平麻呂と作ける本あり、そは印本に、校者も論ひ訂せるがごとく、本史に載たる二人の官位にも合はず、いみじき偽説なるを、いかなるえせ人の書換へたりけむ。

◯古事談に。亀甲御占仁波云々。伊豆大嶋ノ卜人ハ。皆此占ヲスルナリ。堀河院御時。件嶋ヨリ卜人三人上洛

ス。召テ被レ占之處。皆奉二仕此事一者也。といへり。古は八丈嶋を大嶋と云なり。今の大嶋は。それに属(ツキ)たる嶋にてありしを古書に證(アカシ)あり。今も八丈嶋は。亀卜の傳を得て。業とするものありて。其を職名として。卜部と云へり。その卜事の趣は。本傳の中に加へて記せるがごとし。さてまた職員令ノ集解に。伊豆ノ京ノ卜部二口とみゆ。（下の。四國の卜部のところに云へり）◯對馬卜部の。御卜仕奉れる人名。古書に見あたらず。令(サダメ)のごとく。此嶋の卜部も都に参上りて。仕奉するべき域。殊に遠く世ばなれて。鄙(ヒナ)びたる嶋國なれば。卜事もさるものにて。神事の礼儀(ヰヤヒワザ)のみこにはつきなきはあたりて。宮主長上などに補(ナ)されたる事も稀なりしかば。そのすら史に載(シル)さるばかりの人の無かりしなるべし。但し職員令ノ集解に。津嶋ノ上縣ノ京ノ卜部八口。下縣ノ京ノ卜部九口。といへることは見えたり。（此京ノ卜部のこと。下の四國ノ卜部の下に云へり）まこと天兼元年の長秋記に。八月十二日依レ召参レ院。以二師行一被レ仰テ云。亀卜ノ長上卜部兼政（神祇大祐也）死去ノ後。系圖を按るに。平麻呂七代ノ孫なり◯因ミに云。嘉保三年の中右記に。正月五日叙位の日。神祇官ノ少祐卜部兼政を。従五位下に叙せられむや否の事を僉議のところに。兼政の事を。近代傳二亀卜一只一人也。若被レ叙二爵離一本官之人難レ参。畧。總傳二亀卜一只兼政一人耳。預二臨時賞一何事カ在ン哉。畧。仍兼政叙爵と見えたり。（當時卜術の衰へきにしさま。推はかるべし）彼ノ氏者面々称レ雄。此事偏但輕

王者汝知此事云々。此間欲習。存其旨可勘見文簿也者。予申云。更無知事。先朝（堀河院）御宇。自對馬來金師知此事。仍召御前令尋問之間。侍其座如形聞兆名許。而近日常依仰卜之。誠不知案内作事也。於兆名許大畧可令申歟。といへること見えたり。（此事とは・亀卜の事なり・金師は・古は對馬に銀多くありて・貢する地なり・其銀を採るヿを・業とする者なりしなるべし）この金師。もとその國の卜部の族にて。亀卜事をいさゝか聞知りてありし趣なり。さて國史に卜部の氏人の名の見えたるは。文徳實録（天安元年六月の下）に。對馬上縣郡擬主帳卜部川知麻呂。三代實録（貞観十二年六月の下）に。對馬下縣郡人卜部乙屎

○直氏の卜部に補されて仕奉るヿは。官職秘抄に直氏或任神祇官。或任宮主。江次第軒廊御卜の題下古人の加注に。神祇官卜部。直氏卜之（此文・印本本文とは）などあり、この直氏。もと雷大臣の後にて。壹岐對馬の卜部氏の族なる。そはまづ壹岐の直氏は。姓氏録（右京神別）に。壹岐直。天兒屋根命九世孫。雷大臣之後也。とあり。應神紀に。壹岐直。祖（印本この祖字脱せり）眞根子。といふも見えたり。（顯宗紀に・見えたる壹岐縣主も・雷大臣の後ながら・伊伎宿祢の祖にて・この壹岐直とは・流別なり）さて此壹岐直は。氏にて。（骸ゝはあらず）對馬下縣直（顯宗紀に見えて下に擧く）といへるごとく。壹岐なる直氏の上に。其嶋名を襲ね呼びたるな

し。そは對馬にも。同じ直氏のありて。おなじく嶋ノ名が複（カサ）ねて。對馬直と呼て。二嶋の直氏の族を別かるなり然るが其二嶋の名を除きて徒（タヾ）に直とのみ称ふ例となりたりしによりて。後世にては其別詳（サダカ）ならぱ。なる卜部氏とは。他氏のごとくにさへにもなるしことはなしぬるなり。さてそれ壹岐なる直氏は。續紀（宝亀三年十二月の）条に壹岐ノ嶋壹岐ノ郡ノ人直玉主賣といふが見え。また玄蕃式に壹岐ノ嶋直ノ氏寺ヲ為二嶋分寺一と載（ノスル）されたるなど。證とすべし萬葉集十五ノ巻に。天平八年。新羅へ遣さるる使人の中に。雪ノ連宅満といへるが。壹岐嶋に渡りて在る間に。卒りたりけるを。哭（イ）たる歌どもあり。古へ壹岐を由佐とも云ひし。懐風藻の作者。上総守伊伎ノ連古麻呂を。目録には雪ノ連と作（カケ）り。宅満の族なるべし。古は姓氏録諸蕃の漢ノ種に。伊吉ノ連二姓ありて。共に長安ノ人劉家楊雍が後とあり。天武天皇十二年ノ紀に。壹岐史賜レ姓曰レ連。と見えたる族にて。壹岐ノ直姓とは異なるべし。また對馬なる直氏は。文徳實録（天安元年六月の下）に對馬嶋ノ下縣ノ郡ノ擬大領直ノ浦主。三代實録（天安二年十二月の下）に對馬嶋ノ下縣ノ郡ノ擬大領外少初位下直ノ氏成。上縣ノ郡ノ擬少領無位直ノ仁徳。（此二人の直ノ字印本真に訛）など見えたり。此上縣下縣の直は。顕宗紀に。三年ノ日ノ神云々の事の下に。對馬ノ下縣ノ直侍レ祠とある人の後にて。姓氏録（未定雜姓攝津國）に津嶋ノ直。天兒屋根命十四世孫雷大臣命之後也。また（河内國神別）津嶋ノ直ハ大中臣同祖（大中臣は。兒屋根命の後なり）と見えたるも同族なる

ガラス使用

べきを決れを。徒に氏の名を直とのみ称にこそなりしものなることを壹岐直と相對へて。互に思ひ證すべし古事記に。天菩比命之子。建比良鳥命。津嶋縣直之祖也。とみえたるは他氏にて。卜部の祖にもあらざるなり。かゝる由緒によりて。其二嶋の直の族の中に。卜事に堪たるをのを選擧て卜部職仕奉らしめたまへるなるべし。大神宮雜事記。延暦十年の條事に卜部長上従八位上直宿祢宗守といふがみえたり。また三代實録に貞觀九年八月廿二日丁亥。太皇大后宮宮主外従五位下直千世麻呂。齋院宮主大初位下直伊勢雄等五人。賜姓直宿祢。とみえたるはかの宗守とは同祖ながら。

いまだ賜姓に預らざりける族なるが故に。此時さらに骨を賜ひたるなるべし。さるより前に。直氏の卜事に仕奉れることを書どもに見あたらざれど。なほ前の御世よりの事にてありしなるべし。さて件の千世麻呂。伊勢雄の中。一人は壹岐。一人は對馬の直にて。其族五人に。宿祢を賜ひたるにてもあるべし。いづれにまれ。たぐは直宿祢と称ひて。卜事に仕奉れるから。出自の二嶋の別ち。考知るべき由なし。又さるより後に。直氏の書に見えたるは。符宣抄に載たる官符に。天暦三年に應卜貢中宮職戸座事。使卜部。蔭孫従七位上直宿

祢全連云々。とミえ。安和二年に亀卜長上直全連。春宮宮主に補さゝれ。永延元年に。散位直宿祢是盛。春宮宮主に補され。應和三年に。内御宮主正六位上直宿祢常純。右人轉任大史。仍如舊例兼補。中宮宮主正六位上卜部宿祢兼延。右人轉任權少史。仍如舊例兼補。春宮宮主正六位上直宿祢氏茂。右人轉任少史。仍如舊例兼補と見えつ。また補卜部官符に。康保二年に。太政官符式部省。外印 兼知神祇 下應補卜部從七位上直宿祢延忠事。右得神祇官去二月十一日解偁。延忠奉試及第。仍卜部直宗貞死闕之替所請如件者。云々依請。安和二年の符に。應補亀卜長上正六位上卜部宿祢中興事。右得神祇官去七月十三日解偁。亀卜長上直全連轉任春宮宮主之替。以件中興依例請補之狀。申送如件者云々依請。などミえたり。此餘直氏の卜事仕奉れること。彼此の書どもにあまた見えたり

○壹岐卜部。今は絶て。そのかみの卜術も。絶て傳へらずとぞ。此嶋内の神社にて。亀卜することありとたゞして。やがて此嶋の事預れる人に就て。よく〳〵問尋ねけるに。古の卜術は。はやく絶えてにし哉。元禄の頃。橘三喜といふ人より。亀卜の術を傳へられるものありて。後世風の亀卜哉。うつ〳〵傳へるものなり。と慥しく云へり

○四國卜部と云へること。祝詞式の大祓詞の末に。四國

卜部等（ウラベドモ）云々。（四の下に毛ノ字あるは衍なり式の古本にも無し）四時祭式（大祓御贖條）に。召中臣。称唯率文部四國ノ卜部入。云々。（儀式同條にも）宮内省式に。四國卜部等云々。中臣壽詞にも。四國卜部等などとあるが。大祓ノ後釈に。四國卜部とは。伊豆。壹岐。對馬の三國が卜部に。京に在るが加はりて云ふなるべし。臨時祭式に。卜部取三國ノ卜術優長者。伊豆五人。壹岐五人。對馬十人。若取在都之人。云々。とあれば在京の卜部もあることを知るべし京ならば國とはいふべからざる例なれども。三國并在京卜部などいはむは煩はしければ。三國に合せて。四國とはいふなるべし。と説れたる

は然ることなり。職員令ノ集解に。讃曰。或人云古記云別記云。津嶋上縣ノ京ノ卜部八口。下縣ノ京ノ卜部九口。伊伎ノ京ノ卜部七口。伊豆ノ京ノ卜部二口。云々と見えたるも。いはゆる別記注せるところ。三國の卜部が都に上り留りてある人數を記せるものにして漸に令制の華（カハ）りたる後がをなるべけれど。なほ古にめぐらして考ふべし。また元暦が頃。記せる神祇官年中行事。御体御卜が條に。卜部ノ官人氏人等。參本官始之と見えたるは。當時（ソノカミ）はやく三國より卜部が參上ることは。なくならば。もはら在都の卜部がみ仕奉りし趣なりたる趣。他書どもにも

見えたり。それより後の御世々々はさらなり

○常陸の占部の事　常陸風土記（和銅の度奏進の書なるべし。別に考證あり）香嶋郡の條に云。年別四月十日。設祭（香嶋神宮のなり）灌酒。卜氏（卜氏は。占部の事を。漢文様に作るあり）種屬男女集會。積日累夜飲樂歌舞。其唱曰云々。神社周匝卜氏居所地体高敞東西臨海。峯谷犬牙邑里交錯。山木野草自屏内庭之藩籬云々。可謂神仙幽居之境。□異化誕之地。佳麗之豊不可委記。（同郡の条に。慶雲元年國司采女朝臣。卜率鍛師佐備大麻呂等。採若松濱之鐵以造釼之。また信太郡の条に。古老曰。大足日子天皇。幸浮嶋之帳宮。無水供御。即遣卜者訪占所々穿之。）と見えて香嶋大神に仕奉る占部の多かりし趣あり。それ占部の事は續紀に。天平十八年三月。常陸國鹿嶋郡中臣部廿烟。占部五烟。賜中臣鹿嶋連之姓。といへるをみえ（中臣。占部。出自同氏なるあるべし）と知鹿嶋大宮司の系圖に。天兒屋根命十世孫臣狹山命御子。狹山彦命中臣。鹿嶋連初祖也。とありとぞ。續紀に。宝龜十一年二月。撿常陸國鹿嶋神社祝。正六位上中臣鹿嶋連大宗。外從五位下三代格に。天安三年二月。鹿嶋神宮寺の事を。撿舊記。件寺。元宮司從五位下中臣鹿嶋連大宗。云々所建立也。今所在祢宜祝等。是大宗之後也。（累代所任宮司。亦是同氏也）さてその中臣臣狹山命の香嶋大神に仕奉れること。風土記にみえたり。續紀に栗原勝子公が奏言に。先祖伊賀都臣。是中臣遠祖。天御中主命二十世孫。意美佐夜麻之子也。（全文は本傳に注せり）とみえたるに併考

ガラス使用

るに。いはゆる常陸の中臣部も。占部も。共に伊賀都臣ノ
の兄弟の中より。別れたる流(スヂ)にて。卜法を傳へりて神
宮の占部となりて。仕奉りしなり。然るに天平の度(トキ)占
部五烟に氏姓を改賜し時。そのほかにもなほ占部氏
の同族のありて。その神宮の古文書どもに。占部の氏
人あまたのみえたる中に。延文元年の注進状に。太宮
司を始め連署の中に田所ノ権ノ祝占部ノ右重。物申ノ権ノ祝占
部ノ常顕。といふがありて。上古より在りて年中卜料に
採用ゐ来れる天葉若木の枯れる由を申せることも見
えたり。（全文は既に本傳に舉注せり）今も神宮に占部氏三家ありて。

家号を吉川。松岡。坂戸と呼(イ)ふとぞ。さて後の世となり
ては占部の卜事仕奉るあとも廢(タエ)て。物忌ノ女子を定る
時。神官ども亀甲を焬に咸(イ)れて。灼て。卜定(ヘム)る事のあり
けるに。近(キ)世となりても亀甲をに用ひずしてかくは
ありぬものをとぞ。（近世物忌定の卜の事は。下の雑占の下にいへり）あぢきな
きをなりけり

卜法異傳

鹿嶋神宮物忌定の卜事　神道名目類聚抄といふ書
に云。或人云。（卜部兼右朝臣の著される書なりとぞ）鹿嶋神宮に。物忌と云女
官を定る時に。亀甲を灼事あり。女子の七八歳以上。十

二三歳以下。いまだ經水あらざる者を撰ひて。物忌に定む。（信友云。内藏寮式に。鹿嶋社ノ宮司。祢宜。各一人。物忌一人。云々。大神宮雜例集に。大同本紀を引て。以テ二女子乃妹ニ夫ノ婿一。物忌止為天。令ニ供奉一とみえたる類ひなり）預件の女子二人を以て。一百日神事を勤め満する日。神前に鼎を据て。亀甲二枚を設。各女子の名字記し。是を鼎に盛りて。早朝より暮に及ぶまで。是を灼。物忌に定むべき女子の名を記たる甲は。少も灼損ずることなし。物忌にあるまじき女子の名を記たる甲は。焦れて灰となる。是を以物忌を定む。物忌に立ては。必長生あり。然れども一生經水を見ずといふ。と見えたり。今竊に考ふるに。件の卜は。延文元年鹿嶋神宮の注進状に。（全文は。本傳に擧注せり）葉若木の枯たる由を申たる文に。爰奉ニ行神事一之刻。採ニ用件ノ木ノ枝ヲ一事多シ之。所謂正月四日ノ歳山。並毎月廿七日ノ吉凶ノ御占。及御物忌初任之時。以テ二彼木一為テ薪ト。燒ク二亀甲ヲ一。就テ二其驗ニ一。令ルニ二撰補一者也と云へる。その物忌初任の時の。卜事の遺れるなり。但し葉若は既に枯たりけれど。他木を薪として。亀甲を灼くなるべし。これをおもへば。此占事は。其宮の占部の執業にして。亀甲を鼎に盛れて。波々迦の枝を薪として。灼て例のごとく町の驗に就て。卜合たりと知られたり。然ればこれも上古は。鹿ノ肩を灼けるを。例の亀甲

に代へけるものなるべし。本傳の卜法は。亀甲に穴を穿りて。其中を。波々迦木残を割（キ）て灼くを。此を全甲の一鱗を磨りて。さながら易に盛まて。波々迦木を薪として。灼ける趣あり。あををれもへば。式に。御卜料波々迦木皮とあるを。其を薪として。甲をうちくべて。灼けりしにやあらむ。さらば鹿の肩を用ゐむにえ。殊に便宜ろるべくれもはるまば。如此して灼くぞ。太古の法なるべきを。一枚の亀甲を度々に用ひむとて。穴を穿るをしけるにもやあらむ。本傳と考合すべし。さてまうさ名目類聚抄に。亀甲を易に盛りて。早朝より暮に及ぶまで。是を灼云々。と記けるあとは。神異測りでさしともいへど。傳聞の誤にもあらざるか。尋常のうへもていはゞ。一刻（トキ）の半（ナカバ）にも及ばぬ間に。焦けて灰となるべきものをや。さて近世となれば。かの初任の時も。いはゆる正月四日嶽山祭も。亀甲けふ用ゐるをはせで。木札の頭を圭（カド）に削りてかさばかりともいむがさ記をを。ものけるあとくえありぬとて。前（サキ）に社人某が。慷慨（ナゲキ）言（ゴト）して語りき。あれその神事の衰へて。古（へ）ざまを失ひたる趣をも聞けまと。さのみはのべば

○卜鹿　武蔵國人橘三喜が一宮順拝記と云ふ書に。元禄九年上野國の一ノ宮。貫前大明神ノ社に詣けるに。神司の語りけらく。當社の古傳に。鹿の肩骨を抜て。薄く磨（スリ）て。浄火もて灼て。占ふる事ありといへる由。記しあるを見て。のなよく聞かまほしくて。彼神社近きわたり領（シリ）たまへる。安中（アンナカ）の板倉殿の家人。松原茂岡を中人にて。彼社司にかへさひ問尋ねて。云れおきつる趣を書はく。上野國の一ノ宮。甘樂郡貫前大明神。（神祇式に。甘樂郡貫前ノ神社。臨時祭式には抜鉾社。或作㆓貫前㆒とあり。續文粋。康和二年の文にも。獻㆓御劔ヲ於抜鉾ノ社㆒と見えたり。今抜鉾とも書て。常には字音にバツムと唱ふとぞ。）年中七十五度の祭事の中に。種々

古儀なる事卜鹿ノ神事といふがあり。卜鹿と書てウラワカと唱ふ・正しくはウラパカと云ふべし・またウラヤキとも云ひて・字には卜焼と書くありとぞ其は毎年二月と十二月の上の申日より中の卯日までに恒例として同郡秋畑（アキバタ）村より捕りて献ずる鹿の。肩骨を抜き。長四五寸許。幅三四分許に制（ツク）りて。磨き置て。翌る辰ノ日の暁に。神人等川ノ流に降（オ）りたち身滌して。午刻におよびて。神前にて卜事を行ふ。そは盤上に件の肩骨を置て。忌火まて錐（キリ）を焼て。骨を突て卜（ウラ）ふるなり。さてその錐は。豫（カネ）て忌火をもて。長四寸五分。五寸ばかりに制（ツク）り。其数五本を設て。柄に一より五までの数字を書て記得（オボエ）とし。

かくうらなひて。世間（ヨノナカ）の吉凶。また殊さらに問ふべき村里の吉凶。其ほかくさ〴〵の事どもをもうらなひとへり其由を告（ツグ）して錐を以て骨を突て卜ふるに。錐の能く貫きたるを大吉とし。通り難（カネ）たるを凶とし。小吉として。そはたち凶を除くの祈禱（ノミゴト）に。錐の立（タヽ）ざるをば大凶として。深く畏み謹めり卜問の時・諸村の名を告（ツグ）すに・今呼ふ名の改りて・古と変ずるは・其舊（モト）の名を申に例なり。いま南蛇（ジヤ）井村と呼ふを・吉田（ヨシダ）ノ里と申し・七日市（ナヌカイチ）村と呼ふを・黒川（クロカハ）の北と申にがおとゐ・それ舊（モト）ノ名をもて申になりとぞ。さてその卜事に用ゐる敗骨二枚を得てれあせたるを。またくかき摹（ウツ）して。あちに添ふ

錐の痕（アト）○は貫けるなり◐は通り難（カネ）たるなり●は立（タ）ざるなり

長四寸許幅三分許両面ともに磨き骨色白し

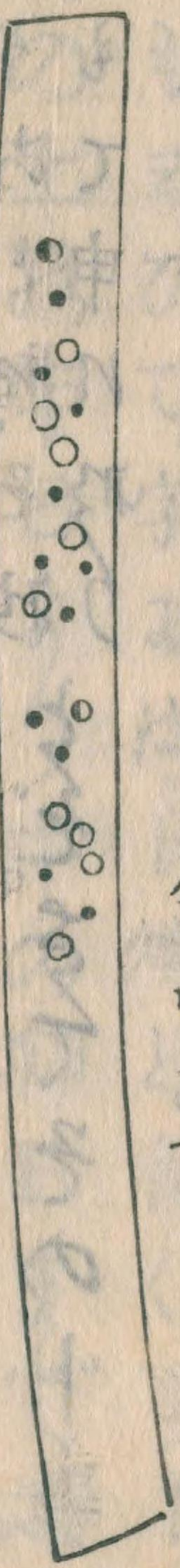

いま一枚は少し短しすべてかれと同し

かれ古の一の卜事にて。もとは布刀麻迩の鹿卜によりて。設たる卜法なるが。かの社傳に遺れるものなるべし

○亀兆傳の事　釋日本紀（第六ノ巻述義）太占の釈に。引載たる亀兆傳と云へる詞を。卜事に鹿の肩骨を用ふることを廢（ヤメ）て。亀甲を普（アマネ）く用ひしめむとて故に作れる虚説（ソラゴト）にて。さらに信（ウク）べきものにはあらざれど。しかすがに古く書るものなれば。そのかみの亀卜に遺れる古傳なるべく。ほのかにみゆることも。無にしもあらぬを。旁（カタヘ）證（アカシ）として。本傳にいさゝかばかり挙注しつれど。又さらに。その全文を抄（ヌキ）出して。條々に論説（アゲツラヒゴト）を注して。かれかれの考に備ふ。さて釋紀は。卜部兼方宿祢の。文永の末より正安の頃までに著せる書ときこゆれば。（その考證は別に云へり）かの亀兆傳の。そのかみ既（ハヤ）く在しものなるを知られたり。さてまた釋紀の印本。誤字多かる中に傳の文は。殊に誤字多きを。いま古の寫巻三本にて校訂し。

また云々と書て省きたる文を。三本が中の一本に依りて補ひ。そがまた神龍院梵舜の亀卜が傳書に祭文とて。其の亀兆傳の文を載たるにも依りて。校訂せるなり。（其が梵舜の傳書のことは。凡例に云へるがごとし）さてその訂たる字どもは。わづらはしくて。ことごとく舉るに堪ず。印本に合せ見て知るべし

亀兆傳曰。凡述亀誓高天原仁神留坐須。皇親神魯岐（本注に云。天照大神之謚也〇此本注のごとき謾説は。すべて論ふにも足らざれバいはず。下なるもおなじ）神魯美命。（本注に云。高御産巣日神之謚也）荒振神者掃平。石木草葉断其語。詔群神。吾皇御孫命者。豊葦原水穂國安平知食。天降

事寄之時。誰神皇御孫尊朝之御食夕之御食（本注に云。尋常之御膳也）長之御食遠之御食聞食之間（本注に云。聞食大嘗會昏曉御膳故事也。已上皆以卜食）可仕奉。神問々賜之時。住天香山白真名鹿（本注に云。一説白真男鹿）吾将仕奉。我之肩骨内抜々。出火成卜問之問給之時。已致火偽（鹿の云ふまゝに。卜合をまするに。卜合をるとの合ざる由を。かく云ひなせる虚説なり。火偽とは。肩を灼るの。實事に合ざる由の文なり）兆太詔戸命進啓（本注に云。天擲待神女。住天香山池亀津比女命。今称天津詔戸太詔戸命也。）○白真名鹿云々致火偽といへるまでは。上代の卜法が鹿の肩骨を。用ふるをが廃えて。亀甲をあまねく用ゐしえむをめに。まげ真名鹿の致火偽といふ。さて亀津比女命といふ神を作り設けて。亀甲の卜は勝れる由をこしらへたる虚説なり。また天擲待神の女を亀津比女命。一名は太詔戸命といふ由にいへるも。卜庭に祭らるゝ太詔戸命。久慈真知命に當て。作れる虚説

なり。まつと天櫛待神女住天香山池云々とは。帳に天香山坐櫛真知神社とあるをおもひて。附會するなり

白真名鹿者可知上國之事。何知地下之事。吾者能知上國地下天神地祇。況復人情之憤悒哉。但手足容貌不同群神。故皇御孫命放天石座。別天八重雲天之千別千別天降坐立御前下来。吾八十骨（本注に云。甲也）乾曝日。以斧打（本注に云。小斧）甲上甲尻真澄鏡取作之。以天刀掘町判掃之。（本注に云。究体似町。○釈於此の下文に云。先師説云。太占讀太町。撥甲究体者也。）採天香山之布毛理木造火燧。擢出天香火。吹着天母鹿木。取天香山之无節竹。折立卜串問之。○吾八十骨より云々までを。甲を作りて灼き。卜串を立ることを。古言めかしく書なせるなり。本傳の旁證に引注せる是なり。判掃の判字。印本に判と作り。判は古書に刺字を然書り。

いづれにてもよみがたし。布毛理ノ木いかなる木にか知らづ。尋考ふべし。无節竹はヨナジダケとよむべく書るなるべし。そは六月十二月の公事に。節折といふを。公事根元に。卜部竹のよが庭中於席に置く。節折の命婦。竹をもて参りて。御たけより始て。所々の寸法をとりもて〳〵。宮主に切てあてがはせて。御被をつとむるなり。云々。節折を。よをりといふ。竹をて御たけの寸法をとりて。其ほどに折あてがへばなりと見ゆ。始の詞に。竹のよといへるを。實を人の長にあまるばかりの長き竹なるべきを。よをりといふ名称をつきて。竹をよといふ例なるべし。江次第にも。進置竹夜於庭中席上と。夜と借字を用ゐられけるをも。おもひ合すべし。竹のよといふを。もと両節の間をいふ名なるを。事の状に依て。轉じて節字をヨにあてゝ用ゐ来るなり。此文に无節竹も。それにて。實も両節を断れるをヨナジタケといへりときこゆ。但しそも宮主のをる節折のことをおもひて。作れる言にてもあるべし。

曳土者。下津國八重將聞。曳天者高天原八重將聞。灼神方者。衆神之中天神地祇將聞。正

ガラス使用

青山成枯山。枯山成青山。青川成白川。白川成青川。國者限退立。天雲者限壁立。青雲者限棚曳。白雲者限向伏。日正縦日正横將聞通焉。陸道者限馬蹄之所詣。海路者限船艫之所泊焉。灼人方者。心中欝悒之叓將聞正知。故如國之廣曳高天原無所隱

○曳土者より以下は、上に問之と云へる卜問の詞を、祝詞のごとく作れるをのながら、いと拙劣くて、遠き世の雅士の、寐言するを聞らむやうにて、何事ともおぼえず、但し灼神方、灼人方と云へるは、いはゆる五兆の中の名に當りてきこゆ、そは本傳に注せるがごとし、そもそも此詞に、かぞうり鹿を劣しめて、亀のこよなく勝れる由に言擧せるは、そのかみ猶諸國の中には鹿を灼く者のありて、亀を用ふるをは信ぬもの〳〵ありけるによりて、如此る虚詞を作り置て、人にも示し、私の卜事にも告言がなして、唱へおかせたりしものなるべし、然らばそ、何のために神世より傳はれる、いとも尊き卜事の物實とせる鹿を劣しめて、由もなき亀の勝れるよしを言擧すべきには、あるべからぬものなるや、さてまさし此詞を作れるを、在都の卜部の宮主などのわざなりけむ、そを對馬卜部の傳に、つゆきこえず、はた今も鹿の肩骨をもてもトふと、いへるをもて推考ふべし○釈紀件の文の末に、大問云、此卜者亀卜欤、先師説云、此時卜鹿卜也、亀卜者皇孫天降之時太詔戸命進而述亀擯之後出来者也、但異朝モ始者鹿卜之由有所見者とみえたるは、上に論へるごとく、鹿骨を用ふるを廢て、亀甲をあまねく用ゐしめむとて作りたる偽説におちいりたるなり、また異朝モ始者鹿卜之由に有所見者といふ[illegible]て、その本書を擧ざるは、[illegible]説なり、漢籍北戸録といふ書に雑卜の中に灼骨卜といふ[illegible]見えたれど、何の骨なるか知らば[illegible]いと或人あり

○朝野群載に載たる兼暦四年六月十日。中臣。大中臣。惟維。宮主。卜部兼宗。御體御卜仕奉る奏詞に。自来七

ガラス使用

月至于十二月。御在所平氣久御坐止夜供奉留御卜ノ火數。百六十火ノ中。直卜百十火。灾卜十一火。地相卜六火。天相卜十二火。神相卜八火。人相卜六火。心相卜七火。（御卜ノ火數百六十火ノ中といへるに。某卜幾火といはる火數なり）以是卜求ヘ仁云々。と見えたる（康和五年六月十日の奏詞も。同例の文なり）此某卜と称イするが七卜あり。神相卜は。江次第に載たる卜兆ノ名に。神カア。また木神カアと見えたるに當り。人相卜は。人エア。また金人エアとあるに當り。また袖中抄にあるめは人と云ふ字をかく。といへるも當りてきこゆれど。餘《ホカ》の五卜の名は。當りてもきこえねば。また五兆の數に合せては。二卜あまれり。

この御卜仕奉れる兼曆に。次第を記されたる。匡房卿のおはせる頃なるに。さばかり卜法の異ざまに區《マチ〱》なるがごと。きこゆるそ。はやくの世より。とにかくにこちたき漢ざまにうつりたるさかしらもて。あたぞろりのごとくものせりときこゆるは。あるが中にも神事にとりてそ。殊にあるまじきことなりかし。あへにがずにも。古傳の淳朴《ナホク》して簡《コトズク》なる趣と。後世の漢意にまじはりたるさかしら意をよく〱腹《ハラ》にあぢはひて。古傳の遺れる趣と。後の世人のさかしらを加へたる謾說と找。悟《サトト》り明《アキラ》めて。そのすぢきわざにこそはあ

ガラス使用

るぞけり

古事記。日本書紀ふ載られたる。卜事ある條々まを（その御世の間ふ當りて。古書ふ見えたるも）

○古事記曰。（伊邪那岐神・伊邪那美神御子生の條）二柱神議曰。今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。即共参上。請天神之命。尒天神命以。布斗麻迩尒卜相而詔之。因女先言而不良。亦還降改言

○神代紀一書曰。伊弉諾尊・伊弉冉尊（御子生の條）遂為夫婦。先生蛭兒。云々。故還復上詣於天。具奏其狀。時天神以太占而卜合之。乃教曰。婦人之辞其已先揚乎。宜更還去。乃卜定時日。而降之云々。太占此云布刀磨尒。

○古事記曰。（石屋戸の條）故於是天照大御神見畏閇天石屋戸而刺許母理坐也。云々。召天兒屋命布刀玉命而内拔天香山之眞男鹿之肩拔而取天香山之天波々迦而令占合麻迦那波而云々。故天照大御神出坐之時。高天原及葦原中國。自得照明

○神代紀一書曰。（大物主神帰順の條）且天兒屋命。主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉。（主神事之宗源とは。太占卜事もて神慮を竊）知りて。天皇ふ告奏して。仕奉ることゝまをる由なり。然仕奉るが。神と君との御中執て仕奉る職なるが故ふ。中臣の義よて。中臣と称むて。此神の子孫の職として。神事仕奉り。やがて氏の名ふも。呼ふことゝなまる

れり

○同紀一書曰。（鹿葦津姫御／子産の條）時神吾田鹿葦津姫。以卜定田。號曰狹名田。以其田稻。釀天甜酒嘗之。又用渟浪田稻。為飯嘗之

○崇神紀曰。（七年／二月）詔曰云々。今當朕世。數有災害。恐朝無善政。取咎於神祇耶。盍命神亀。以極致災之所由。於是天皇乃幸于神淺茅原。而會八十萬神。以卜問。是時神明憑倭迹々日百襲姫。曰。天皇何憂國之不治也。若能敬祭我者。必當自平矣。天皇問曰。教如此者誰神也。答曰。我是倭國域內所居神。名為大物主神。時得神語。隨教祭祀。（命神／亀云）

云は。布刀麻亦に卜合て云々と詔賜る由な。漢文の潤飾もて作まへるなり。からぶみ尚書大禹謨に。命于元亀。周礼大卜の注に。命亀告亀以所卜之事也。史記に。神亀者天下之寶也。また人用莫如亀など見えたる。亀卜の事とは。心得べからず

然猶於事無驗。天皇乃沐浴齋戒。潔淨殿内。而祈之曰。朕礼神尚未盡耶。何不享之甚也。冀亦夢裏教之以畢神恩。是夜夢有一貴人。對立殿戶。自称大物主神曰。天皇勿復為愁國之不治。是吾意也。若以吾兒大田々根子令祭吾者。則立平矣。亦有海外之國自歸伏云々。天皇曰。朕當榮樂。乃卜使物部連祖伊香色雄。為神班物者。吉。卜便祭他神不吉。十一月云々。然後卜祭他神吉焉。云云。於是疫病始息。國內漸謐。五穀既成。百姓饒之

○祝詞式曰。龍田風神祭云々。志貴嶋尓（○崇神天皇の大和國磯城瑞籬宮をいへり）大八嶋知志。皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止。赤丹乃穂尓聞食須五穀物始氐。天下乃公民乃作物乎。草乃片葉尓至万氐。不成一年二年尓不在。歳真泥久傷故尓。百能物知人等乃卜事尓出牟神乃御心者。此神止白止負賜支。此乎物知人等乃卜事乎以氐卜止母。出留神乃御心母無止白止聞看氐。皇御孫命詔久。神等乎波。天社國社止。忘事無久。遺事無久。称辞竟奉止思志行須乎。誰神曽。天下公民乃作作物乎。不成傷神等波。我御心曽止悟奉礼止宇氣比賜支。是以皇御孫命大御夢尓悟奉久。天下乃公民乃作作物乎。悪風荒水尓相都々。不成傷波。我御名者。天乃御柱乃命。國乃御柱乃命止御名者悟奉氐。云々。龍田乃立野乃小野尓。吾宮者定奉氐。吾前乎称辞竟奉者。天下乃公民乃作作物者。五穀乎始氐。草乃片葉尓至万氐。成幸閇奉牟止悟奉支。是以皇神乃辞教悟奉處尓。宮柱定奉氐。此乃皇神能前尓。称辞竟奉止云

云

○垂仁紀曰。二十五年の下一云。丁巳年二十六年云々。是時倭大神云々。則俾中臣連祖探湯主而卜之。誰人以令祭大倭大神。即渟名城稚姫命食卜焉。因以命渟名城稚姫命定神

地於穴磯邑。祠於大市長岡岬。

○古事記曰。（垂仁段）是御子（本牟智和氣御子）八拳鬚至于心前。眞事登波受云々。於是天皇患賜而御寢之時。覺御夢曰。修理我宮如天皇之御舍者。御子必眞事登波牟。如此覺時。布斗摩迩々占相而。求何神之心。爾祟出雲大神之御心。故其御子。令拜其大神宮將遣之時。令副誰人者吉。爾曙立王食卜。云々。時自那良戸遇跛盲。自大坂戸亦遇跛盲。唯木戸是腋戸之吉戸卜而出行。云々

○垂仁紀曰。二十七年八月。令祠官卜兵器為神幣吉之。故弓矢及横刀納諸神之社。云々。蓋兵器祭神祇始興於是時也。

○景行紀曰。三年二月。卜幸紀伊國將祭祀神祇。而不吉。乃車駕止之。遣屋主忍男武雄心命。令祭云々

○同紀曰。十二年七月。熊襲反之不朝貢。八月乙未朔己酉。幸筑紫云々。十月云々。天皇更返城原而卜於水上。便勒兵先撃八田於禰疑野而破。

○肥前風土記曰。基肄郡。長岡神社。纏向日代宮天皇（景行天皇）自高麗行宮還幸。御具甲鎧光明異常。仍令卜問卜部殖坂。奏云。此地有神。甚願御鎧。天皇宣。奉納神社（景行紀十八年）に・筑紫國に巡幸の條に・肥前肥後の地へ行幸の事あり・此度の事なるべし

○常陸風土記曰。信太郡の條古老曰。大足日子天皇（景行）幸浮

嶋之帳宮。無水供御。即遣卜者訪占。所々穿之（景行紀に。五十三年八月。東國に幸して。十二月に還幸ませり。此時の事に當れり）

○神功紀曰。（攝政元年二月）皇后之船直指難波。于時皇后之船廻於海中。以不能進。更還務古水門而卜之。於是天照大神誨之曰。我之荒魂不可近皇居。當居御心廣田國。即以山背根子之女葉山媛令祭

○履中紀曰。（五年九月）天皇狩于淡路嶋。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之黥皆未差。時居嶋伊奘諾神託祝曰。不堪血臭矣。因以卜之。兆云。悪飼部等黥之氣。故自是以後頓絶以不黥飼部而止之

○允恭紀曰。（十四年九月）天皇獦于淡路嶋。時麋鹿猿猪。莫々紛紛。盈于山谷。焱起蠅散。然終日以不獲一獸。於是獦止以更卜矣。嶋神祟之曰。不得獸者。是我之心也。赤石海底有真珠。其珠祠於我。則悉當得獸。爰更集處々之白水郎。以令探赤石海底。海深不能至底。唯有一海人。曰男狹磯。是阿波國長邑之海人也。能勝於諸海人。好深探。是腰繫縄入海底。差頃之出曰。於海底有大鰒。其處光也。諸人皆曰。嶋神所請之珠。殆有是鰒腹乎。亦入而探之。爰男狹磯抱大鰒而泛出之。乃息絶以死浪上。既而下縄測海底深六十尋。則割鰒實真珠有腹中。其大如桃子。乃祠嶋神而獦

之多獲獸也。唯悲男狹磯入海死之。則作墓厚葬。其墓猶今存之

○同紀曰。二十四年夏六月御膳羹汁凝以作氷。天皇異之卜其所由。卜者曰。有内乱。蓋親々相姧乎。時有人曰。木梨輕太子。姧同母妹輕大娘皇女。因以推問焉。辭既實也

○欽明紀曰。五年十二月越國言。於佐渡嶋北御名部之碕岸。有肅慎人。乘一船舶而淹留。春夏捕魚充食。彼嶋之人言非人也。亦言鬼魅。不敢近之。嶋東禹武邑人。採拾椎子。為欲熟喫云々。有人占曰。是邑人必為魅鬼所迷惑。不久如言被其抄掠。於是肅慎人移就瀬河浦。浦神嚴忌人。不敢近渴飲其水死者且半。骨積於巖岫。俗呼肅慎隈

○加茂縁起曰。（古の縁起正しき書なり。既に已が注せる瀬見小河に委しく論ぜり）其祭祀之日（古となり加茂祭の）乘馬者。志貴嶋御宇天皇之御世。（欽明天皇）天下舉國風吹雨零。百姓含愁。尓時勅卜部伊吉若日子令卜。乃卜奏賀茂神之祟也。仍撰四月吉日祀馬係鈴人蒙猪頭而駈馳以為祭礼。能令禱祀。因之五穀成就。天下豊平也。乘馬始于此也。（古は欽明紀に。二十八年。郡國大水飢。或人相食。轉傍郡穀以相救と見えたる。時の事なるべし）

○敏達紀曰。四年是歳命卜者。占海部王家地。與絲井王家地。便襲吉。遂營宮於譯語田。是謂幸玉宮（襲吉は左氏哀公傳に見え注

に。襲は重也といへり。崇神紀に命神亀と書れたると。同趣の。漢文は潤飾なり

○同紀曰。（十四年二月）蘇我大臣患疾。問於卜者。卜者對言。崇於父時所祭佛神之心。大臣即遣子弟奏其占状。詔曰。宜依卜者之言祭祠父神。大臣奉勅。礼拜石像。乞延壽命。大臣は。馬子なり。父とは。其父稲目宿祢なり。佛神とは。すなはち佛をさしていへるなり。また崇字を。タヽリとよめるはわろし。父神とは。父稲目の祭りし佛神の事なり。さて今此の條は。前後の事は趣を。合せ考ふるに。馬子が佛を信み祭らむとする智巧にて。竊に卜者に誂へつけて。云々と言はせたるにて。正しく卜へたるにはあらず。能よみ弁へて察るべし

○天智紀曰。（元年四月）鼠産於馬尾。釋道顯占曰。北國之人将附南國。蓋高麗破而属日本乎。此の占。鼠を子に象りて。北方に配て。馬を午に象りて。南方に配てたりときこゆ。道顯さかしらに。漢風の占法を用ひたるなるべし。さて占の効驗とおもはるゝ事。史籍どもに見えたることなし

○天武紀曰。（七年正月）是春将祠天神地祇。而天下悉祓禊之。竪齋宮於倉梯河上。夏四月丁亥朔。欲幸齋宮。卜之。癸巳食卜。仍取平旦時。警蹕既動。百寮成列。乗輿命蓋。以未及出行。十市皇女卒然病發。薨宮中。由此鹵簿既停。不得幸行。遂不祭神祇矣。癸巳は七日なり。朔日にトヘて。七日におよびて食卜たり。と記されたるは。なべてならぬ載されざまなるかおもふに。其卜ふる事の。卜に出ざるによりて。日を累ねて度々卜なへど。なお出ざりつるを。七日の日におよびて。しひて吉さまに卜合なして。吉と奏せる趣を。隠括して然記されたるものなるべし。然るは警蹕既動云々といふばかりの時に臨みて。皇女の卒然に薨りたまへるを察

ガラス使用

む奉るに。實を此御祭せさせたまはむとの。神ノ慮に叶はざりける御祟リの。驗なるべくおもほして。さてかり思ほしをしくせさせたまへる。重ね御祭事を停めて。遂に行むをまたざりつなるべきを。ちかきにおこり記さきこゆる。これをさし推量り奉るゝなり。さて又その神の御祟なるべく。おもひ合せ奉らるゝ由ありて。既に著せる長柄ノ山風の中に。注するとなり

⑪同紀ニ曰。五年八月丙戌神官奏曰。為ニ新嘗ノ卜ニ國郡一。齋忌（齋忌此云ニ踰既一）則尾張國山田郡。次（次此云ニ須岐一）丹波國訶沙郡。並食レ卜。十一月乙丑朔。以ニ新嘗ノ事一不レ告レ朔。神官は後の神祇官なり。古語拾遺に。至ニ難波長柄ノ豐前ノ朝一。白鳳四年。以ニ小華下諱ハ齋部ノ首作賀斯一拜ニ神官ノ頭一。自注に。今神祇伯是也。と見えたり。さて齋忌次の國郡卜定の事は。史籍に見えたるは。是はじめなり

○同紀ニ曰。朱鳥元年六月卜ニ天皇ノ病ヲ一。祟ニ草薙ノ劍。即日送ニ置于尾張國熱田ノ社ニ。同年の紀に云。九月丙午。天皇病遂不レ差。崩ニ于正宮一。

波波迦考

波々迦を卜事（ウラワザ）に用ゐることは。古事記石屋戸隠（イハヤドゴモリ）の段に。内拔（ウツヌキニヌキテ）天香山之眞男鹿之肩（アメノカグヤマノマヲシカノカタヲ）拔而。取天香山之天波々迦（アメノカグヤマノアメノハハカ）而（ヲトリテ）。令占合麻迦那波而（ウラヘテカナハシメテ）。云々（波々迦の波ノ字。本どもに婆と書るは誤寫なり。令應永の古寫本による）と見えたる故實（フルコト）にて。その根源（モト）。天上（アメ）より傳はり来ぬる。ことを尊む卜事（ウラワザ）は倫すたる。重事になむありける。然（サ）るはそれ波々迦を燃（モヤ）して。牡鹿胛（ヲシカノカタボネ）を灼（ヤキ）てトふる事（ワザ）なりけるを。後に鹿胛を。亀甲（カメノカウラ）に換（カヘ）用ゐることゝなりぬれど。（此事は。本篇に委しく論ひ述ぶるがごとし）なほ波々迦以て灼（ヤ）く事（ワザ）は。遺（ノコ）れるものなり。其は臨時祭式に。九年

中ノ御卜ノ料ノ波々加ノ木ノ皮ハ。仰二セテ大和國有封社ニ一令二採メヨ進一ラと載られたる古説なり。然るに奥義抄に。公家に亀甲が御卜といふことあれ。卜部氏の者。はゝかの木にて。亀の甲を灼て占ふなり。まさそれがやうに。鹿が肩の骨をやきてうらなすることあり云々。笛吹が社より。はゝかの木をおりて。都に奉りぬれば。神司亀の卜するをにぞ侍りけるとかや。と見え（此抄の作者。藤原清輔朝臣は。天治が頃二十歳ばかり。治承元年。七十四歳にて卒せり）宮主秘事口傳抄。御卜始ノ儀の下に。官掌二進ル波々賀ノ木ヲ一。此ノ木ハ官掌自ニ笛吹ノ社ニ一請二取之一。とみえたり。笛吹神社は。今大和國忍海郡笛吹村笛吹山に在とぞ。

此神社。神名式に見えれば。（文明十一年の寫巻。大和國東大寺戒壇院神名帳に。笛吹大明神あり）かの大和國ノ有封ノ社とある中の社にてはあるべからざるを。後に笛吹神社あたりに。波々迦の多く在りて。便よきにつけて。其社より奉らしめらるゝ格ミサダメとなりしなるべし。（康和太郎百首に。鹿を題にて。大江ノ匡房卿。香山のたくらが下モにうらとけて。かるさぬく鹿は妻こひかねせそ。袖中抄に。仲實朝臣の恋の歌とて。はゝかびにちかゝる亀のうらぐしや。をめとはしるききみが逢るか。とよめる歌など見ゆ）しかるるに此木。いませに詳サダカならば。故レ今考ふるに。本草倭名に（和名抄ノ序に。大醫博士深江輔仁奉レ勅撰）集セル新抄和名本草。と称して。書中にまゝところ引用られたる書どもあり。但し新撰本草。和名本草とて引れたるところもあり。まゝ單に本草云とて引れたる中にも。此書なるべくみゆるが少からば。さて輔仁の氏。

はじめは深根なりけるを。深江と改め。醍醐天皇より朱雀天皇の御世に至て。仕へ奉られし人と聞ゆ。日本紀畧。左丞抄。法曹類林などに見えたるを。考合せて知らるなり。なほよく考ふるに。古の深根姓は。續後紀に兼和元年六月辛丑。和泉国人正六位上蜂田藥師文主。同姓安遊等賜姓深根宿祢。其先百濟人也と見えたり。そは姓氏録和泉国諸蕃漢部に。蜂田藥師。出自呉主孫權王之後也。また蜂田藥師。出自呉国人都久尓理久尓之後也。（古記云奴久利）と見えたる後孫なるべきを。其先百濟人也とあるは。呉孫權が後孫の百濟に来入居り。其が子孫の帰化来れるなるべし。然るを姓氏録には。その遠祖をとて記し。續後紀には帰化来れる人の。本国を載られたるなり。さてその蜂田藥師は。醫疾令に。凡醫生云々。先取藥部及世習。義解に謂藥部者。姓称藥師者。即蜂田藥師。奈良藥師類也。と見えたるこれなり。輔仁を乃ち其蜂田藥師の後孫にて。上祖より世々藥部にて仕奉り来り。此本草の倭名も。勅を奉りて。もはら先祖より記傳有るものによりて。撰進せるなるべし。故順ぬしも世を同くしたる人の撰書なれども。その傳の古く正しきに依りて。引書に採り用ひられたるなるべし。櫻桃一名朱櫻。胡頽子（凌冬不凋）一名朱桃。一名麥英。一名楔（華黙反）一名荊桃。（已上四名出釈藥性）櫻子（味酸出崔禹）一名含桃。一名荊桃。一名麥桃。（已上三名出兼名苑）和名波々加乃實。一名加尓波佐久良乃美。と見えたり。顯昭法橋の古今集注。かにはさくらの下に。櫻桃をむ本草にを。かにをはくらとよみ。又をはくかとも。よめりといへるも。此本草ときこゆ。また色葉字類抄に載たる櫻桃の。漢名和名全同じ。此書を取載る　醫心方（丹波康頼宿祢撰）に載たるも。また同じるものなり

然るを和名抄に。朱櫻。本草云。櫻桃一名朱櫻。和名波々加。一云迩波佐久良とありて。加迩波の加字脱たり。然るは撰者の加字を書脱れたるにか。又既く傳寫の人の脱せるにか。いづれまれ。その加字を脱せるにて。迩波佐久良とあるは誤なり。近江御息所歌合に。種々の木草を題にて。かには櫻。には櫻を別にせられたるをもて證とすべし。然るに或人。本草倭名に加尓波佐久良とあるをさへ疑ひて。順抄尓上無加字。似是と注有

るは、なか〳〵に誤なり。色葉字類抄に取載たるも、又医心方に載たる本草藥物の漢名も、全く此本草和名に據りたりと見ゆるに、しか櫻桃の和名の同じきは、もとより加ノ字の衍せるにはあらで、和名抄なるぞ脱たるには類聚名義抄にも。朱櫻ハヽカ。一云カニハザありたる埃嚢抄に、朱櫻と書て庭櫻とよむも、すはクラとあり。う色なり、と云へるを、和名抄の誤をうけたるものなり、顕昭の袖中抄に、はゝかびとは朱櫻桃火ともかき、又たゞ櫻桃火とも書けりといひ、また古今集なる物名の、かにはざくらを、同人のまた白氏文集注に、朱櫻とかけり、など云へるを難ヅなし。集櫻桃花ノ下ミテ歎ク二白髪ヲ一と題せる詩句に。紅櫻といへり。當ソノ時カミ櫻桃の一名なり。紅櫻とも称へりしなり。かくてまた本草和名傳抄（此書、表紙にのみかく題して、下に丹家累代秘本とあり、又和氣氏の奥書あり、）普通本には丹波康頼撰といへる、いと拙ツタ劣ナき序あり、故康頼本草といへり、こは後人のさかしらわざなり、

（此書の事は、別に論にて、しるせるものあり。）櫻桃。味甘主ルレ調ルヲレ中ヲ。四月採レ實。和名加八佐久良乃美（カバザクラノミ）。和気氏の後注に。波々加乃美。加尓波左久良乃實。とかけて。加八佐久良なりも。はくらの一名とせり。袖中抄に。ひざくらのをかざさせる説ある中に。朱櫻と書て。かば櫻ともよめり。（朱櫻、櫻桃、同物なるを、上の引書にみえたるがごとし）色もすはう色なり。といへるも合へり。さてその加八佐久良は。源氏物語野分ノ巻に。見とほしあらはなるひさしのおましに居給へる人。ものにまぎるべくもあらず。けだかく清（キヨ）らに。さとうちにほふこゝちして。春の曙の霞のまより。おもしろきかば櫻のさき

こぼれたるを見るこゝちにと云へるさまなり。紫の上を。簾中に居たまふ状（サマ）をいへる文（コトバ）なり。河海抄に。朱櫻和名かばざくら。かく注して、浅みどり野辺の霞はつゝめども、こぼれて匂ふかは櫻かな、といふを引歌にのせられたれど、此歌新撰万葉集に載すひて終句（ハテノク）、花櫻鉇（ハナサクラカナ）とあり、六帖、拾遺集などに見えたるも同じ、然れば此抄にかく櫻として引たるは誤れるべくや、但し古の物語の詞、のはめて此歌詞をふくみてかけりときこゆ、霞のまよりこぼれてにほふかばざくらは、ことにはえありておもしろかるべければ、かばざくらとある引歌もすてがたくきこゆ、もしくは然書る本のありしにをやあらむ、さてかばざくらの花のさまは、下にいふべし。

細流には。かば櫻とは。うは紅梅の花なるべし。古今にいへるかには櫻の事なり。など見えたり。古今集物名に。かにはさくら、かづけども波のなかにはさぐられで、風ふくごとに浮しづむ玉

幻巻に。きさらぎになれば。花の木どものさかりになるも。まだしきも。花の木とは。梅は木末をかしう霞わたれるにかの御かたみの紅梅に云々。春ふかくなりゆくまゝに云々。山ぶきなどのこゝちよげにさきこぼれるも云々。ほかの花は一重ちりて八重さく花櫻さかり過て。かば櫻はひらけ。藤はおくれていろづきなどこそはすめるを。其遅く速き花のこゝろをよくわきまへて色々をつくし植置たまひしかば時を忘れず匂ひみちたるに。云々といへり。このかば櫻をそれはちかには櫻にて。古名波々迦あるを。上に引たる書どもに證（アカ）

し知らるべし。さて其かには櫻は。諸國なるはいまだよくも尋ねず。予が生土（ウブスナ）の若狭なる國には。まれ〳〵にありて。かにはのは字。わ。のごとく呼（ヨ）べり。（カニハと三言ともに去聲に唱へり）その咲るさま桃以たぐ。此木葉はなべての山櫻に比（クラ）べてはまろらかなり。花は弥重（ヤヘ）に咲（サキ）て。蘇枋（スハウ）のやゝ薄き色したるが。漸もえ出る若葉に色をそへて。ふさふさと咲みちて。匂ひわたれるさま。目もあやにうつくし。源氏物語野分ノ巻に。紫上の容姿（カホ）を称美（タヽヘ）て。おもしろきかばざくらの咲みだれたるに。又允恭紀に天皇。衣通郎女の容姿（ミカホ）を。櫻華に比（タト）へて御歌よみたまへるを。下に擧（アグ）べし。おくにもめぐらして。思（オモ）ひ合すべし。かくて此花なべての櫻におくれて。三月（ヤヨヒ）の下旬（スヱ）。

或は年によりては四月（ウヅキ）がけてさかりに咲ものなり。實（ミ）はよのつねの櫻に異ならず。多く結（ナ）れり。顕昭の古今集注に。かには色にさくらといふは。表は白くて裏を薄色にするなり。かばざくらといふは。表は蘇芳にて。裏は薄色なるなり。しかれば朱櫻とかけるにあたりて。花の色はすこしあかゝるほどにや。といひ。また襲（カサネ）の色あひのこと記せる古書に。（天文二年。卜部兼長朝臣書寫の奥書あり。表紙に尚衣志と題しあれど。後人のわざにて。もとよりの題名ともおもはれず）かばざくら。おもてはうすら赤花。櫻がさね。おもて白くうら赤花。と見えたる。此のかばざくらの色あひを。おもひ合

まゐらし。かくてこの花はちりがたになりて。藤の花はやう〱にさきそむるなり。これ右に引出せる幻巻は文(コトバ)どもに。いとよく叶へり。まづ近江御息所（醍醐天皇の御息所周子）歌合に。かには櫻。（此歌合。種々の木草を題にて。花櫻。かには櫻。むざくらの花。には櫻などありて。かばざくらといふもあらば）ふきまくるかには櫻ぞそろひてちる。春残れくれるにほひなるべし。とよめるも。よくかなひてきこゆ。かには櫻も香には櫻ぞとかくしてよめり。春を送れるといへるにて。暮春のおもむききこえたり。意をはくべし。此歌通本には。三四の句。そへてちる春におくれぬ。と書るも誤なるべし。今佐理卿の手なりといへる臨本によりて引り。さて此かには櫻の名。おのれが若き頃は。あまねく然いへるを。此頃なる故郷人にいひ合せるに。おぼえずしぶなれず。同國のあさゐなか人どもの。此の江戸に来(キ)居(ヲ)たるが中のこたかたにたづね合せたるに。おのれがおぼえたるにはゆきがたば。なほこまかにかきたるをもむきをも加へて注せるなり。さてその中は一人がいふかにはざくらといふは。かにはにさく櫻なきぞ。名にも然ないへりと祖父(オホヂ)がいへるを。おもひ出侍りといふに。其かにはとはいかなるとを云ふにかと問へば。春にはまた。秋にはまれ。李の末になりたるをかにわにあるといひなしたりといへり。此言聞あるれぞ。書どもにも見及ばざれど。古言なるべし。但しかにこのこはむの謂なるなり。その本名を加尓波佐久良と書るにて明なり。かくてぞ名義もさだかなる。然るに本草綱目櫻桃の下に。時珍云。櫻桃樹不甚高。春初開白花。繁英如雪。葉團有尖及細齒。結實一枝數十顆。三月熟時須守護。否則鳥食無遺也。といへるを。加尓波佐久良にはさらに合ねば。本草和名に載たる櫻桃の一名に朱櫻。朱桃などみえたるに。白花如雪といへるものをいと似つかず。まづ麦英。麦桃などいへるも。四月に麦秋といへるおとき意にて四月かけて花開く意の名なるべきに。春初開白花といへるも合はぬこゝちもされぞかの國にして。明ノ世。時珍が頃。はやく櫻桃の

ものざね混らはしくなりたるにて。綱目の中に諸家ノ注。異同甚多。と注せる物かをあれ見えければ。此も然る類のものなりけるを。時珍がしひて推定たるにて。本草倭名にあるぞ。そもやく唐ノ世頃かの國より傳はりきる説によりたるにて。かゝりて正しかるべき。但し其一名どものなかに釈藥性を引て。胡頽子凌レ冬不レ凋とあるはいぶかし。それを別に胡頽子。出ニ馬琬ガ食経ニ。和名久美と出し。また和名抄にも馬琬ガ食経。養生秘要等を引載て。和名久美一云毛呂奈里。と見えたり。胡頽子をもて櫻桃の一名とせるは。はやく釈藥性の誤なるばし。さて又文選に載たる梁ノ沈約が詩句に。野ノ棠ハ開キテ未レ落。山ノ櫻ハ發(ヒラケテ)欲(モエント)然。とある注に。翰曰。棠櫻皆果木ノ名。而發ニ其花ニ也。花朱色如ニ火ノ欲レ然也。といへる櫻も。此櫻桃なるばくきこゆ。縦(ヨシ)や件の漢名の定(サダ)はさらむにも。波々加。加尓波同物なる證の考は。上にいへるごとくなるぞ。うごきなし

さてまさし草木などの漢名をいふにつけても彼國人の皇國に叅渡来たるがまゝに。あたりにて示(ヨシ)せるを。まさし皇國人の。彼國にまうて。見聞て定たるをありぬべけれど。たゞかの國籍(クニブミ)に見えたるものゝ趣を。おほかたにおもひやりて。推定たるたぐひ多かりぬべく。又同類のものながら。此(コヽ)と彼(カシコ)との土地(トコロ)がらにて。異なるところありて。全く同じからぬもおして定たるもありぬべけれど。真の漢名にはは當らざるを多からぬばかりなり。かくて佐久良も。むかしより漢國の櫻にあてゝ。あまねく其字を用ひ来つれど。近き世になりては。其當らざるおもむきを考へさとれる説のきこゆるに。まさし近きころ。漢人どもの叅来たるに。見せて問ふに。彼國の櫻といふものと

ガラス使用

は別（コト）にて。佐久良は己（オノ）が國には無きものなりといひ。まゝさ外（トツ）國々をわざとして往（ユキ）めぐる。からむざの國人を。いづれの國にても。見も聞もせざるものなりといひて。これ其花の美（ウルハ）しきを。かぎりなく賞（メデ）あへりとぞ。予（オノレ）前に・伊勢の白子人光大夫（クワウダイフ）といふが・海中（ワタナカ）にて大風にあひて・船を吹放されて・北ざまの外國に漂（タヾ）蕩（ヨヒ）着て・諸國を留（ツタ）連（ヨヒ）て・おろしやといふ國の王が在所（スミドコロ）まで至りて・帰来れるに謁（アヒ）て・その歴て見聞たる諸（ク）國（ニ）の事どもまた語らせて聞けるとぞ・櫻を見たりやと問ふに・野にも山にもさらに見えたるもなし・但しおろしやにて・その小さき一木の鉢に植たるが・花さきたるを見たり・殊なる希（メヅラシキ）物（モノ）として賞（メヅ）るさまなりき・皇（ミ）国（クニ）より木種の轉（ウツ）傳はりたるものなるにや・と語（カタ）りき。かくて波々迦は。加尓波櫻とも稱（イ）ひて。佐久良なれば。漢國の櫻桃。朱櫻などいへるを

のに全く當るべきにあらじ。そのかみわれおらかに當たる和名なるべけれど。漢名になづむことなく。上に引たる顕昭の古今集注かには・さくらの條の・古記首書に・良宗案ニ月令ニ仲夏天子羞先以ニ含桃一云々・五月に熟する菓なり・渡唐したりし人の語りしは・櫻桃は日本波々にも無きものなりと云へり・と書るが見えたり迦の。一名加尓波佐久良なることをむねと證とはして。おもひ定むべきなり。かくてれを云へど。波々迦は天（ア）上（メ）より傳はり来ぬる卜法（ウラワザ）に係はりたる霊木にてあるが中の佐久良の本種（モトツオヤ）なるが故に。上に云へるごとく。其花もことに美（ウルハ）しきにぞあるべき。鈴屋翁の古事記傳の中に。佐久良と稱（イ）ふ義は。万の木の花の中に勝（スグ）

さて美しければ。開光映といふ名をおへるなるべしとて。委くわきまへ注されたるがごとくなるべし。されば波々迦と称ふ。天上より傳はれるもとよりの名。佐久良といふは。その花を賞る事より呼べる名なるを。なべての佐久良は世に多くあれるにあはせて。本種の佐久良をば。加仁波佐久良と言別てよぶことくありしものにぞあるべき。なほおもふに万葉集三ノ巻に。天降付。天之芳来山。霞立春尓至婆。松風尓池波立而。櫻花木晩茂尓。云々。また或歌とて。天降就神乃香山。打靡春去来者。櫻花木晩茂。云々。とも見えたるは。大和の十市郡なる。天香山の櫻をよめるなり。この香山は。大和國風土記に。天上有山。分而墮地。一片為伊豫國之天山。一片為大和國之香山。伊豫國風土記にも。伊豫郡。自郡家以東北在天山。所以名天山由者。倭在天加具山。自天天降時。二分而以片端者天降於倭國。以片端者天降於此土。因謂天山也。とみえたり。上に引たる古歌に。天降就神乃香山とよめるも。此古事なり。其はかの天上にして。卜事は時の物どもをとりのすゑし天香山を。殊なる神の御はからひにて天降しまする。いとも奇霊しき神山にこそ。波々迦も共に生し降しすへるにもやあらむ。さらば此山の佐久良は。もとは波々迦にて。いはゆる加尓波佐久良なりけむ。式に。年中御卜料波々加木皮。仰大和國有封社令採進と見えたるを。大和に其木の多かりけむと。すゞろにおもひ合せらるゝなり。まして書紀允恭巻に。八年春三月。幸于藤原。密察衣通郎姫之消息。云々。明旦天皇見井傍櫻華而歌之曰。波那具波辞。佐區羅能梅涅。云々。和餓梅豆留古羅。とみえたり。郎姫の事は上文に。容姿絶妙無比。其艶色徹衣而晃之。是以時人号曰衣通郎姫也。とありて。その容艶きを櫻華の美麗に比て賞まふ義なり。加仁波櫻ならむには。ことに似つかはしかるべし。上に引出たる源氏野分巻に。紫の上の容姿を賞て。おもしろきかばさくらの。さきみだれたるをみるこゝちす。といへるをも思ひ合すべし。さて藤

ガラス使用

原も十市郡にて。香山に近き地なり。さて此時は。書紀に二月とあるを。類聚国史の一本に三月とあるぞ。書紀の好本の文なるべし。時の合ふてきこゆれぞなり。さて又松岡玄達の著せる櫻品といふ書に。櫻はいづこの國にもあれど。とりわき畿内の國々に多き由いへり。今も香山こそりに。加仁波櫻の在りや否しや。玉人によく尋問まほしきことなり。但し佐久良も諸所の山にもあるものなれば。件の香山の櫻はよめる歌もて。論ふべきにあらばと。人えいひおもふべけれど。古實まげぬるしくろならむには。然もやとおもひよりつるおもむきしまかの證し考合せて。波々

のそてがもくてなむ

加。加尓波佐久良。加八佐久良。同物なることを知るべし。しかるに鹿嶋神宮の宮司等が。延文元年の注進状に。（此全文は本篇正卜考に引り）鹿嶋太神宮天葉若木事。（波々迦を言便に・波和加と云ふなれもるましに然書るなり。此ほゝ後のものにて。然書るがあり）右霊木者。明神降臨之時令隨逐以来。卜在所於社壇之傍連枝繁葉之榮。經億載之星霜畢。而彼神樹。本朝中限當社在之歟。他社全無此種類。仍社内奇瑞之隨一也。爰奉行神事之刻。採用件木枝事多之。所謂正月四日歳山。并毎月廿七日吉凶御占。及御物忌初任之時。以彼木為薪燒亀甲。就其驗令撰補者也。云々。自去七月枯乾畢云々。とあり。此霊木を除きて。同種の木無かりしかば。せむすべなくて。既くより社内にありし木犀といふ木を。其跡に植つぎたりと語つたへたるが。今も在りと其神官北條時鄰話たり。さて其注進状に本朝中限當社在之歟。他社全

無二此種類一と云へるは。まことも。そのかみ其鹿嶋にありにて見聞およびたるところまでも。然れを有るがうへに。世に卜事も衰へて。波々迦といふ名も廢れゆきて。それおくは人知らぬやうになりきたりしによりて。然はいへともよに心得たるものなかりけし。そも〱波々迦の木は。根本天上より傳はりて。卜事に用ふる幽き由縁ある霊木なれば。鹿ノ卜の卜法と〱もに。皇御孫尊の大御國に傳はりて。其木種の絶えなんまじき理なるを。漸にまぎらはしくなりて。つひに其木はそれとゑに詳ならずなりぬるがくちをしくて。かくなたんが

ね證せるなり。さて卜事に用ふる波々加のことは。本篇正卜考に擧たるごとく。對馬の亀卜の傳どもに。一種ならびとり〱に聞ゆれど。多くは櫻の類とおぼえ。同じ元文傳にもはくろと称ひて櫻の皮に長き揚枝のごとく削り用ふと云ひ。（但し圖には。櫻に似たる一種の形状を画たり。本篇に寫せるがごとし）また伊豆國伊古奈比咩ノ神社の縁起に。亀卜のさまを云へる中に。櫻の木の皮に。火をたきて焼けしと見え。（古へ伊豆壹岐對馬の卜部。御卜に仕奉りしこと。本篇に委く論へるがごとし）同國に頒る八丈嶋に。今も卜部と称ふ者のありて。それが傳には。櫻ノ木の枝の東へさしたるをとりて。亀甲を

焼く木に作る。其を波々加と称ふとぞ。（其嶋人。高橋閑慎が許にて云へり）まさ松永貞徳の歌林樸樕に。はゝかは木は櫻の木なり。とゐへるは。當時きくところありて云へるなるべし。まさ元文傳。亀卜壇場の圖にも。甲。佐麻志竹。櫻など注しあり。まさ（越後國伊夜日子神社の。社家に傳へある亀卜の書に。波々加木は占甲を焼薫具也。とのみ記せり。其書は。其社司高橋國彦が書寫して見せあるなり）これらを合せ考ふるに。既く神代紀纂疏。太占卜事なる條に。亀卜のをにつけて。以櫻木皮灼甲決其吉凶。櫻木。此名波々加木。猶唐法用荊也。と注されたるごとく真の波々迦は。多からざるにあはせて。卜料には。便にまかせて。櫻の類なるよく燃る木を撰び用ゐても。なほ古實ならまくに波々加と云へるによりて。つひに其木もそれとさだまらざるがごとく。まぎらはしくなりたるものなるべし。かくてはらく考ふるに。古は波々加木なる皮或は枝を薪として。亀甲を焼たるなり。そは上にも引たるごとく。式に年中御卜料波々加木皮と載られ。まさ鹿嶋の注進状（あの古案鹿嶋大神宮。官司の家に存り）に。天葉若木事。云々。爰奉行神事之刻。採用件木枝事多之。所謂正月四日。歳山。并毎月廿七日吉凶御占。及物忌初任之時。以彼木為薪焼亀甲就其験令撰補者也。云々とゐへり。さて其卜事どもは。既

く廃(タエ)たりけるに。物忌の（内蔵寮式に鹿嶋社ノ宮司初任祢宜各一人物忌一人）を卜(ヘ)定(ム)るとそれのみ。其卜事なりし遺れりとぞ。其は神道名目類聚抄に。鹿嶋神宮に物忌といふ女官を定むる時に。亀甲を灼く事あり。女子の七八歳以上。十二歳以下。いまだ経水あらざる者を撰びて。物忌に定む。あらかじめ件の女子二人をもて。一百日神事をつとめ。満ずる日。神前に鬮(アレガスヘ)をたて。亀甲二枚を設。（亀甲は剥たるまゝに用ひたりと云伝ふと時鄰いへり）各女子の名を記し。是を鬮に蔵(イレ)て。早朝より暮に及ぶまで是を灼く。物忌に定むべき女子の名を記せる甲は。少も灼損ざることなし。物忌に成るまじれ女子の名を記せる甲は。焦(コガ)れて灰と成る。是を以て物忌を定むといへり。おのが前(サキ)に此事を時鄰にたづね何をせゝるに。違あることなし。但し亀甲は剥(ハギ)たるまゝにて。炭火を熾(オコ)して灼来(ヤキ)れり。（近世と成りては。いと省略(コトソギ)て。かゝさずなり行ふとく成りぬ）といへり。其をとはかの延文の奏状にいへるごとく。葉若木の枝を採りて。薪として灼たりけるを。其木枯(カレ)亡(ウ)せて後。炭に換(カ)へたるものなり。此に據(ヨ)りて推考るに。むかしの公家の御卜には。亀甲一枚をそれほどに削蕪(ケヅリヒラ)めて。かの物忌定の卜事のごとくものして。波々加を其皮をもて灼たるもの成るべし。そ

は齋宮式。野ノ宮ノ主神司所ノ請月料の中に。亀甲一枚。波々可五枚。（亀甲波々可者。神祇官所（ヨリ）行）とあるを。臨時祭式に見えたるとあるをもて考るに。野ノ宮云々ノ卜料に。亀甲を別に十三枚備ヘ置て。月毎にそを一枚と。（年料十二枚なるべきを。十三枚なるは。閏あらむ時の儲に。餘（アマ）せるものなるべし）波々可は年中御卜料ノ波々加ノ木ノ皮云々令二採進一とある中より五枚づゝとを充（アテ）らるゝは。其（臨時祭式。齋宮式に。波々可と書て。皮ノ字無きは。用ふうへもて以多称（ナ）ならざるべし）さて月毎に一度ばかり定まる御卜の料にて。件の波々加ノ木ノ皮五枚を以て亀甲一枚を灼く料に充（アテ）せるなり。（此外。式を考るに。一度の御卜に。亀甲一枚を用ふる例とせられたり）證（アカシ）とすべし。後の亀卜の傳のごとく。亀甲一枚に小さく穴をいくつも鑿り置て。いく度にも用ふるは亀甲を得ることのたやすからぬによりてのわざなるべし。かくて其穴の中を灼かむには。波々加の皮を用ては灼（ヤキ）がたきが故に。その木を皮ごめに細く割（サ）きて用ゐることは成せることなるべし。さてまた上に記せるごとく。かの鹿嶋神宮の物忌初任の時の卜法は。亀甲二枚に二人の女子の名を分記（チル）し。燧炭（オコシズミ）もて灼（ク）に。物忌に任（ス）べき方は。亀甲灼損（ヤケソコ）ぬることなく。任（ス）まじき方は。焦（コガ）れて灰となる。是をもて物忌に卜定（ヘ）むといへるは。坼（サケメ）によりて卜（ウラ）ふるにあらざ

れば。違へるが如くなれども。すべて二方なる事を一方に卜定むる時には。然するも古の一法にぞあるべし。延文の祭状に見えたる嶽山祭に。今も正月四日に行ふが。此日正殿の四方に神木なりと称ふ椎ノ木の在るを。其年の明ノ方といふに當れる方の椎が本にて燎を焼き。木簡なる主方角に削りなしたるものに十吉合の三字を書き。椎ノ枝を折り持副て。其火にさしかざし。其を大宮司の宅なる明ノ方の簷に挿しおくをなんとぞ。これも時鄰がうつさせる趣なり。さて件の木簡なる頭の主角あるを火にかざせるは。なべての亀卜の亀甲なる作りざまをまねびてあるならざるにゝともこれもえるなれど。十吉合と書るは。もろこしの道家なる咒符に立春大吉。日且太火など書て門戸に掲る類なるをなまだ。論ふにも足らねば。

さて今櫻の類なる木を後の亀卜の法なるが如く細く割きて鹿胛を灼き試みるに火氣弱くて坼ざるを。櫻の皮また枝などを燃して其上へ胛をさし覆ひて灼けば。能く火とほりて坼るをしもへぜ。古はかならず。然ぞ為ありけむと。これも定めり。さて卜問せむにも。いはゆる波々迦に浄火を揚して。胛を灼き登保加微。衣微多米の五位なる中に就て験はるゝ坼の体に依りて。神諭を卜定むべからざるにおそれあるべき也

附論

古事記傳天波々迦なる注に。和名抄に朱櫻波々加。一云迩波佐久良。また木具部に。樺木皮名。可以為炬者也。和名加波。又云加仁波。今櫻皮有之とみえ。万葉集に櫻皮

纏作流舟とよみ。古今集物名に迦尓婆櫻あり。源氏物語などに加婆櫻といふもおほかり。これらを合て思ふに。此木の本名は波々迦にて。迦尓婆は皮名なり。加婆は迦尓婆の約りたるなり。さて皮を専ら用るから。迦尓婆櫻と木の名にもなれるなり。云々。さて此に此木を取は。皮を燃して。彼鹿の肩骨を灼む料なり。からぶみ五雑俎といふものに。樺皮燒之易燃而無烟也と云へりと云たる誤れど。おのれが考ふるところは。上件に論へるがごとし。さて樺は和名抄木具部に。玉篇云樺木名。皮可以為炬者也。和名加波。又云加仁波。今櫻皮用之と見えたり。但し通本樺木皮名とあるを。今一本に従ふ。そは字書どもにも樺を木名として。皮可為燭と見え。本草綱目にも。喬木部に蔵器曰。樺木似山桃。皮堪為燭。また時珍曰。以皮巻蠟。可作燭點。といへり。また其皮を焼てそれを黒烟に用ひ。或は器財を纏き褁みなどせるおもむきなども見えたり。（文長く煩はしければ引に堪ず。本書に就て見るべし。なほ他漢籍どもにもあまた見ゆ）此木をばも加婆とも加牟婆とも称してかくれなし。古歌にかば櫻。白かば櫻。かにばざくらなどよめるもおほかるべし。葉は三角に尖りて。白楊に似て。花はおほよそつねの櫻にさく

なる白く白鳥華（ハクチヤウケ）といふものに似て穂のごとく多く聚り開（サ）くものなり。夫木抄に仲正朝臣。御園なる白かば櫻ちりかゝり。春の垣根にうの花ぞさく幹（ミキ）の皮を厚く軟柔（ヤハラカ）にし。色を淡紅（ウスアカキ）にいさゝか黒みて黄（キ）を帯（カネ）たりとやいふべからむ。さて小（チヒサ）き斑（フ）あり。染色に樺（カバ）といふは。おほかた此皮の色に比（クラベ）ていへるなるべし。但し桃華蘂葉に弓を巻くとの條に。後鳥羽院ノ仰ニ云。隨レテ年ニ巻クハ二紅梅ヲ一非ス二正義ニ一。何レモ可レ巻二真加（カ）波（バ）ヲ一。其色薄紅梅也と記し給へるは。樺皮もて弓矢をう纏く製のあるを。織物に擬へたるうへにて。いさゝか其色に准へて。薄紅梅を真加波と稱して用ゐる例となれるなるべし。なにくれの装束抄などいふ類の書どもの色くさに。樺櫻といへるも。淺蘇芳を主（ムネ）として。他の色をさしおくさ襲（カサネ）の色あむにたちていへるもありときあへて。とりどりなり。さる中に。新撰六帖に信實朝臣。妹が着るむべむらさきのかばさくら。花のゆかりの色もなつかし。とよまれたる紫の樺櫻は。藻塩草に樺櫻衣。表紫。裏青。とある色あひにや。おえことにものどかし。蘇芳の色によれど。朱櫻（ハハカ）の一名を加（カ）ハ（バ）櫻ともいへど。其色にて。樺と書くは誤れる例なるべくもおもへれど。すべて装束の色あひを。そのものゝ色に似たるをもいむ。また染（ソメ）種（クサ）の名もていふもありて。其色も漸に沿（ウツリ）華（カハ）りありときこゆれど。件の色目を證としがたし。今の世に樺（カバ）といふ色ぞかへりてそのもなく皮ノ色に近しとはいふべくや。また槇嶋ノ昭武が書言字考に。樺（カバ）燒（ヤキ）俗ニ炙ニ鰻鱺ヲ一則色紅黒。有レ似ニ樺ノ皮一故云レ尓。と云へるは然ることなり。中むかしの書に。大（ダ）根（コ）のかばやきと見えたるも同じ。武家なる古實とせる古書弓法秘書に。的矢かばは花さるべし。云々とみえたるを。矢本秘傳に。かばゞまゆみの皮なり。白かばと是をいふ。また藤の皮をも用ふるなり。とみえたり。樺と混らはしけれど。これをも引出つ。すべて此色につきて考。混らをしくきこゆるうのさあれば。そのなき物の但し樺名なさへにとりまどへて。かくいはま[illegible]へいの幹（ミキ）なる皮ノ上の白みたるもありて。其をこちて白加牟（シロカム）

婆（バ）といふところもありとぞ。さて此木。甲斐信濃の山には殊に多く。皮を剥（ハギ）て水に浸（ヒタ）し。炬（タビ）と為るに。いとよく燃て。雨風にも堪るものなり。故（カレ）鸕鷀（ウ）飼（カヒ）が篝（カヾリ）にも主（ムネ）と用ふとぞ。（民部式年料別貢に。信濃國樺皮二圍とあり。上野國にも見えたり。）また此皮もて器（ウツハモノ）を綴（ト）ぢ物を纏（マ）きなどすることは古よりきこえて。今も人知るがごとし（新撰六帖為家卿の歌に。梓弓矢たぎの里にかだざくら。花はのみいるもがあいろうれ。また知家卿。から竹の笛にまくでふかばざくら。春れもしろく風ぞふくれる。また光後朝臣。近江なる檜物の里にかだざくら。花なむわきて折る人もなし。などをえ。七十一番職人歌合に。檜物師が。逢ふをはそれぞとぢめのきくらうむ。かむこりとこそおもえざりしろ。此三四ノ句の詞。加婆と。波を濁る證ともをべし）和名抄に。和名に連ねて今櫻ノ皮ヲモ用ㇾ之。

と注（シルシ）されたるは。玉篇の文に可ニ以為ㇾ炬者也とあるが故に依れる注にもあらで。物を綴（ト）ぢ纏（マキ）などするに。尋常に櫻皮を用ゐてもなれば加婆といふ由なるべし。今世にもなべて櫻皮も用ゐるを。めぐらしてれをもひやるべし。さて件の用之の用字。諸本有と作（カケ）るを。いま或一本に依りて訂して引り。今櫻皮有之にても。さらにその義（コヽロ）通（キコ）えがたし。但しあり用字に訂しけれど。上文に物を綴（トヂ）なれどいへる用の事無くても。文義調ひてはきこえがたし。既（ハヤ）く文の脱たるにもやあらむ。さてまた万葉集に。櫻皮纏作（マキツクレ）流（ル）舟（フネ）と書る櫻皮を。カニハとよみ

来れるも。かの櫻皮用（ヲモ）レ之と注されたると。おのづから同意になつめり。されば万葉集なる櫻皮纏を。字のままにサクラカハマキとよむべく書るにてもある也。尋常の櫻皮にても纏たるは今然ぞなれり。（そを舳（ヘ）前（サキ）などを纏堅めかつ飾としたるなるべし）さてそのれ前（サキ）に樺皮を燃し。また鹿胛（ノカタボネ）をも灼（ヤキ）試みるに。本草綱目にいへる趣にて。黒（キ）油烟甚しく。忽ものに粘（ツ）き黒むなるが。胛も忽真黒になくさながらになりて。火坼（サケメ）は見えあらざれば。後に水に浸して漸に洗磨きてぞ。火坼もあらはれたり。五雜俎に樺皮焼（ニ）レ之易（メ）レ燃而無レ烟といへるも。さらに合ざれ。無ノ字も多

此寫誤にはあらざるか。さてまた袖中抄に。梓弓はるの山邊に煙たち。もゆともみえぬひざくらの花。（此を近江御息所ノ歌合のひざくらの花此題の歌にて古今六帖にもひざくら此題の下に載たりと見えた）るひざくらのことをさへさせる説の中に。既に引出たるごとく。朱櫻と書て。かはざくらとよめり。色もそはう色なり。といへるを。さるをなるか。其（ソレ）をひざくらとよめるにやといへるはたがへり。此ひざくらの歌を。近江ノ御息所の歌合に。かにはざくらの外に。別にひざくらの花とある題の歌なれば。かにはざくらと別（コト）物なることを明白（アキラカ）なるものかや。なほいはゞ。かの櫻のす

はう色なるは然（サ）にしとなる哉。其を緋櫻とはいふべくもあらず。もし緋色ならむには。火にゐとへつべしけれど。もゆとも見えぬとはいふべからず。しの歌の意を。むざくらを火櫻といふはよりなして。名には火といへど。焔もなしぞ。燃る色も見えぬ由なり。新撰六帖のむざくらの歌どもは。なじ古今六帖の題によりて。しらべちみにちみあまりときこゆれぞ。おく〳〵に論ふまでもあらず。今ノ世緋櫻（ヒザクラ）とて緋ノ色にさく櫻まれ〳〵ありて。たゞ木なれどにして詠ぶ人あれど。古ありけむものともおもほゆれば。殊しむておもふに山なれどに有べきにはあらじかし。上にいへるごとく樺をむねと炬（タビ）などに用ゐるゝより火櫻ともいへるにもやあらむ。そも〳〵しるし樺（カバ）を。加（カ）仁（ニ）婆（バ）とも。加（カ）婆（ハ）ざくらとも称（イ）ふが。波々迦の一（ヒト）名（ナ）な。加（カ）仁（ニ）波（ハ）ざくら。また加（カ）八（バ）ざくらともいふ。その

ばから名の相似たるがうへに。並（トモ）に火を燃（モヤ）す具（モノ）にさへ用ふるにつけて。同物（ジ）のごとおぼえて。混（マギ）らはしき説のさまうれきこゆれぞ。くだ〳〵しけれど。かく言（コト）別（ワケ）て辨へつ

ガラス使用

特1
404

ガラス使用

ガラス使用